

令和4年度 あさぎり町議会第12回会議会議録（第23号）						
招集年月日	令和5年3月7日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和5年3月7日 午前10時00分			副議長	森岡 勉
	散会	令和5年3月7日 午後4時38分			副議長	森岡 勉
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 13名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷 節雄	○	8	山口 和幸	○
	2	岩本 恭典	○	9	永井 英治	○
	3	難波 文美	○	10	皆越 てる子	○
	4	加賀山 瑞津子	○	11	小見田 和行	○
	5	橋本 誠	○	12	溝口 峰男	○
	6	小出 高明	○	13	森岡 勉	○
	7	豊永 喜一	○	14	徳永 正道	△
議事録署名議員	10番 皆越 てる子 11番 小見田 和行					
出席した議会書記	事務局長 山本 祐二 事務局書記 丸山 修一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹 一範	○	教育長	米良 隆夫	○
	デジタル政策 審議監	中野 裕登	○	教育課長	山口 宏子	○
	総務課長	山内 悟	○	高齢福祉 課長	林 敬一	○
	会計 管理者	土肥 克也	○	健康推進 課長	大藪 哲夫	○
	企画政策 課長	荒川 誠一	○	農林振興 課長	万江 幸一朗	○
	財政課長	田中 伸明	○	商工観光 課長	深水 昌彦	○
	税務課長	池上 聖吾	○	建設課長	酒井 裕次	○
	町民課長	山口 和久	○	上下水道 課長補佐	鬼塚 拓夫	○
	生活福祉 課長	蓑田 輝幸	○	農業委員会 事務局長	高田 真之	○
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第23号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 定例日の会議日程報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告及び教育行政報告
- 日程第 5 議案第63号 人吉球磨広域行政組合規約の一部変更について
- 日程第 6 議案第64号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 7 議案第65号 あさぎり町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 8 議案第66号 あさぎり町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 9 議案第67号 あさぎり町男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第10 議案第68号 あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第69号 あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第70号 あさぎり町保育の必要性の認定に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第71号 あさぎり町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第72号 あさぎり町国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第73号 あさぎり町免田相撲場条例を廃止する条例の制定について
- 日程第16 議案第74号 町道皆越線災害復旧工事2工区請負変更契約の締結について
- 日程第17 議案第75号 令和4年度あさぎり町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第18 議案第76号 令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第19 議案第77号 令和4年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第78号 令和4年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第21 議案第79号 令和4年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第7号）について
- 日程第22 議案第80号 令和4年度あさぎり町下水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第23 議案第81号 令和5年度あさぎり町一般会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第24 議案第82号 令和5年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第25 議案第83号 令和5年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第26 議案第84号 令和5年度あさぎり町介護保険特別会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第27 議案第85号 令和5年度あさぎり町水道事業会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第28 議案第86号 令和5年度あさぎり町下水道事業会計予算について（提案理由の説明）

- 明)
- 日程第 29 議案第 87 号 令和 5 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について (提案理由の説明)
- 日程第 30 議案第 88 号 令和 5 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について (提案理由の説明)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 定例日の会議日程報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告及び教育行政報告
- 日程第 5 議案第 63 号 人吉球磨広域行政組合規約の一部変更について
- 日程第 6 議案第 64 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 7 議案第 65 号 あさぎり町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 8 議案第 66 号 あさぎり町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 9 議案第 67 号 あさぎり町男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第 10 議案第 68 号 あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 69 号 あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 70 号 あさぎり町保育の必要性の認定に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 71 号 あさぎり町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 72 号 あさぎり町国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 73 号 あさぎり町免田相撲場条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 74 号 町道皆越線災害復旧工事 2 工区請負変更契約の締結について
- 日程第 17 議案第 75 号 令和 4 年度あさぎり町一般会計補正予算 (第 11 号) について
- 日程第 18 議案第 76 号 令和 4 年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 19 議案第 77 号 令和 4 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 20 議案第 78 号 令和 4 年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 21 議案第 79 号 令和 4 年度あさぎり町水道事業会計補正予算 (第 7 号) について
- 日程第 22 議案第 80 号 令和 4 年度あさぎり町下水道事業会計補正予算 (第 5 号) について
- 日程第 23 議案第 81 号 令和 5 年度あさぎり町一般会計予算について (提案理由の説明)
- 日程第 24 議案第 82 号 令和 5 年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について (提案理由の説明)
- 日程第 25 議案第 83 号 令和 5 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について (提案理由の説明)
- 日程第 26 議案第 84 号 令和 5 年度あさぎり町介護保険特別会計予算について (提案理由の説明)

日程第 27	議案第 85 号	令和 5 年度あさぎり町水道事業会計予算について（提案理由の説明）
日程第 28	議案第 86 号	令和 5 年度あさぎり町下水道事業会計予算について（提案理由の説明）
日程第 29	議案第 87 号	令和 5 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について（提案理由の説明）
日程第 30	議案第 88 号	令和 5 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について（提案理由の説明）

午前 10 時 00 分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎副議長（森岡 勉君） 徳永議長から欠席届が出ておりますので、地方自治法第 106 条第 1 項により、私が議長の職務を行います。よろしくお願ひ申し上げます。ただいまの出席議員は 13 人です。定足数に達しておりますので、令和 4 年度あさぎり町議会第 12 回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

◎副議長（森岡 勉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本定例日の会議録署名議員は会議規則第 124 条の規定によって、10 番皆越てる子議員、11 番小見田和行議員を指名します。

◎副議長（森岡 勉君） 日程第 2、定例日の会議日程報告を行います。本定例日の会議運営について、議会運営委員会が開催されておりますので、ここで山口議会運営委員長の報告を求めます。山口議会運営委員長。

◎議会運営委員長（山口 和幸 君） 皆さん、おはようございます。それでは、令和 4 年度第 12 回会議 3 月定例日、議会運営委員長の報告を行います。3 月 1 日水曜日、午後 1 時 30 分より、議事堂第 2 研修室におきまして、議会運営委員会を開催しましたので、その内容を報告いたします。本定例日の会議日程については、御手元に配付のとおり、本日より 3 月 17 日の金曜までとすることといたしました。会議に付する事件について、今回は 29 案件の提案が予定されておりますが、全ての議案を本会議において審議することといたします。それでは、会期中の日程についてお知らせいたします。本日は、議案第 63 号から第 80 号の一部事務組合、条例制定改正廃止、契約変更及び令和 4 年度補正予算の提案理由の説明と審議、採決を行い、議案第 81 号から第 88 号までの令和 5 年度一般会計予算及び特別会計予算の提案のみを行います。8 日と 9 日の 2 日間、当初予算について詳細説明と審議を行います。8 日は税務課を除く、総務建設経済常任委員会所管課分。9 日は厚生文教常任委員会所管課分と税務課分といたします。今回も各課より説明補助員として課長補佐の出席を認めておりますので、詳細な質疑につきましては、極力この 2 日間に済ませていただくようお願いをいたします。また、役場の人事異動内示により新課長及び新課長補佐予定者も勉強のため参加をいたしますのでよろしくお願いいたします。各課長をはじめ説明員におかれましては、説明資料の活用なども含めて、簡潔で明瞭な説明や答弁を改めてお願いをしておきます。なお 10 日と 15 日、16 日につきましては委員会等の開催のため、また 11 日及び 12 日は休日のため休会といたします。引き続き、13 日に一般質問を行います。今回は 4 名の議員の登壇が予定されておりますので、簡明で建設的な政策論争が展開されますよ

う、議員各位の御奮闘を期待しております。14日には、これまで皆様に御心配をかけておりました、徳永議長から議長職の辞任願が提出されておりますので、この取扱いについての審議に充てたいと思います。最終日の17日は、令和5年度当初予算の総括質疑と採決、報告第17号から19号及び要望審査報告を行います。また、追加日程や議員発議案件が予定される場合は、審議のほどをよろしくお願いをいたします。昨年12月以降に受け付けた陳情書等の取扱いについては、配付した一覧表のとおりであります。最後に、これまで新型コロナウイルス感染症対策のため手指消毒、マスクの着用、休憩時間の窓の開閉に御協力をいただきますようお願いしておりましたが、今回熊本県及びあさぎり町リスクレベルが1になったことを受け、発言時のマスク着用は、個人の判断に委ねることといたしますので、よろしくお願いをいたします。その他、議会運営については、議会運営の指針の定めのとおりでありますので、議員各位の御協力をお願いいたします。以上、議会運営委員会の報告を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） したがって、本定例日の日程は本日から3月17日までとします。

◎副議長（森岡 勉君） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、議長の分ですが、今回も、書面にて報告にかえさせていただきます。本日までに受理した、受理した令和4年12月定例日以降の陳情、要望書等については、御手元に配付しました一覧表のとおりです。例月現金出納検査報告書は事務局に保管してありますので、閲覧していただきたいと思っております。なお、12月定例日以降の指摘事項の報告は御手元に配付のとおりです。以上で、議長の報告を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 次に、総務建設経済常任委員会の報告を求めます。永井総務建設経済常任委員会委員長。

◎総務建設経済常任委員長（永井 英治 君） おはようございます。総務建設経済常任委員会の報告をいたします。1月17日午後1時30分より、議員控室におきまして、委員会を開催しております。所管課より課長と説明員出席のもと、それぞれの課より全部で10件の所管事務の調査をしております。主なものを2点報告いたします。総務課よりあさぎり町空き家実態調査及び空家等対策計画の策定について説明があり、審議しております。説明では、町内の空き家では、町内の空き家は全部で674件。そのうち倒壊または倒壊の恐れがあるものが46件との説明があり、老朽化している危険な空き家の除却を促進するために今年度中にあさぎり町老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱を整備し、老朽空き家等の解体に要する費用の一部を助成し、住民の生活環境の改善を図るとの説明があっております。委員からの質疑では、国も特定空き家等の基本方針を示しているの、この件に関しては、協議会を、町も協議会を立ち上げて取り組むべきではないか、との意見がありましたが、郡内に協議会を設置している町村はない。今後、商工観光課とも検討をしていきたい、との答弁があっております。次に農林振興課より、施設園芸燃油高騰対策支援金について説明を受け審議をしております。対象作物は、トマト、花卉、花卉、花卉これは花ですね、トマト、花卉、苺、キュウリ、果樹であり、その支援金単価と計算方法等の説明を受けております。委員からは、園芸作物に限定をするのかとの質疑があり、課長からは、国、県からの支援がある作物もあるので、現在その動向を見ながら対応している、との答弁を受けております。次に、議事の終了した後に農林振興課と建設課の案内のもと、皆越地区の台風14号被害の山の崩落か所と農業用用水取入れ口の被災か所の視察、また、委員からの要望

で井口川の堤防の竹藪の繁茂の状況、町道の舗装の傷み具合や、通学路としての改善を望むか所等を視察しております。続きまして2月21日午前9時より、議員控室におきまして、委員会を開催しております。あさぎり町個人情報保護に関する法律施行条例の制定及びあさぎり町個人情報保護審査会条例の制定について総務課より説明を受け、審議をしております。委員会からは、審査会の5人の委員の選定について、どのような人が選任されるのかとの質問があり、課長より開示請求の事案ごとにそれぞれ選任することになる、との答弁がっております。次にあさぎり町男女共同参画推進条例の制定について、企画政策課より説明があり、委員からは、この中の文言については、現在の社会情勢からも十分に配慮してほしいとの意見がっております。このほか、18件の所管事務の調査をしましたが、全て、その後の全員協議会と今回の本会議で審議されますので、説明は省略いたします。また、所管事務の調査の後に、委員会に付託されておりました4件の要望書について審議をしましたが、4件の要望書を全て今会議中に委員会を開き、委員会としての結論を出すこととしております。以上、総務建設経済常任委員会の報告といたします。

◎副議長（森岡 勉君） 次に、厚生文教常任委員会の報告を求めます。豊永厚生文教常任委員会委員長。

◎厚生文教常任委員長（豊永 喜一君） おはようございます。12月から2月まで4回常任委員会を開催していますので、主なものを報告いたします。12月8日午前10時より、議事堂議員控室にて開催しました。あさぎり町立小学校の適正規模及び適正配置最終答申について、教育課より説明があり、質疑では、大規模改修をする将来を見据えたところで、将来の展望、改修だけではなく、利用の仕方を含め、考えていかないと後々の利用価値が少なくなってくるのではないかと。教育部門だけではなく、国の制度を活用しながら、いろんなことを視野に入れての構想を作ってもらえとありました。答弁では、審議会でも、人口が下減少し統合もやむなしという部分もあるが、現在はやはりここを残してほしいという答申になったが、学校がなくなっても、地域のコミュニティーとして残してほしいという意見が多くあったということです。地域のコミュニティーを通して活用方法を考えながら、答申を受けて、基本計画、構想を考えていきたいとのことでした。12月20日午前11時20分より、議事堂議員控室で開催をしております。1、町内高齢者施設の現状について。2、国民健康保険税について。3、スマートウェルネスシティAI分析結果の今後の方向性について。4、医療機関等への物価高騰対策支援について。各課より説明を受け、協議をしております。次に、1月19日午前10時より議事堂議員控室にて開催しております。令和4年度一般会計補正予算第10号について、生活福祉課、健康推進課より説明があり、出産子育て応援給付金について、対象者190人ということだが里帰り出産をされる方の対応は、との質疑がありました。答弁では、里帰り出産の方は、住所のある町村が対応し、伴走型相談支援については、里帰りしている町村にもお願いできるということになっているが、支払い等は、当町のほうでする形になっているとのことでした。次に、あさぎり町文化協会について、教育課より、前回の指摘事項を受け、経緯説明がありました。教育委員会でどこまで調査ができるのか協議したが、町の補助金交付規則に基づき、文化協会に対し、人件費、委託料の予算決算の部分については、指導を行ったところ。教育課で調査できるのは、ここまでとの協

議の上判断をしたということです。令和4年度定期監査時に懸案事項として報告をし、補助金の交付については、交付先の決算状況についても適切な指導助言をするよう指導を受けたとのこと。今後の改善策として教育課からは、補助金等交付規則第22条の規定に基づき、必要があるときは、補助金交付団体への立入り調査を行い、帳簿書類について検査をし、その用途について確認しますとの説明がありました。その後、質疑を行い、文化協会の件については終了しました。次に、2月20日午後1時30分より議事堂議員控室で開催し、令和4年度一般会計補正予算第11号について、教育課より説明があり、繰越し明許の具体的理由、給食費過誤返還等の質疑がありました。あさぎり町免田相撲場条例を廃止する条例の制定については、利用状況、倉庫設置の手続、廃止後の計画等の質疑がありました。令和4年度一般会計補正予算第11号について、町民課よりマイナンバーカード申請が増加しており、1月末の申請率が68.5%、2月19日現在で62.5%の交付率であると説明がありました。同じく令和4年度一般会計補正予算第11号について、生活福祉課よりヘルシーランド指定管理料を基本協定第36条による物価変動10%増減によるところの電気料244万円の増額計上の説明がありました。最後に継続審査となっていました、ウイグル等の人権問題に対し、国に調査を求める意見書採択のお願いの審査につきましては、3月定例会中に委員会を開催し、協議する予定です。以上、報告を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 次に、人吉球磨広域行政組合議員の報告を求めます。人吉球磨広域行政組合議員、皆越議員。

○人吉球磨広域行政組合議員（皆越 てる子さん） おはようございます。それでは、初めに令和4年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をさせていただきます。令和4年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が令和4年12月23日午前10時から開催されました。議案第17号熊本県市町村総合事務組規約の一部変更についてですが、執行部の補足説明を受けた後、質疑、採決を行い、原案のとおり可決されました。委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申出のとおり決定され、定例会を閉会いたしました。閉会後に全員協議会が開かれ、本組合の議員提出についての協議がありました。以上、令和4年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会の会議結果について報告いたします。続きまして、令和5年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。令和5年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目が令和5年2月24日金曜日ですが、午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。会期については2月24日に開会し、3月27日を閉会とする32日間とし、2月25日から3月26日までを休会することに決定しました。行政報告では、理事会代表理事から令和4年第4回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。議案第1号では、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。議案第2号では、人吉球磨広域行政組合個人情報保護法施行条例の制定について。議案第3号では、人吉球磨広域行政組合の個人情報の保護に関する条例の制定について。議案第4号では、人吉球磨広域行政組合会計任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第5号では、熊本県市町村総合事務組合の共同する事務の変更及び規約の一部変更について。議案第6号では、令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算第3号です。議案第7号では、令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の

総額の補正について、第1号です。議案第8号では、令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算。議案第9号では、令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額について。この9件では、一括して理事会代表理事の提案理由の説明を受け、日程第1、議案第1号及び第7号議案から第4号、日程第10、議案第7号までの5件については、執行部の補足説明を受けた後、質疑、採決を行い、原案のとおり可決されました。以上、令和5年第1回人吉球磨広域行政組合定例会1日目の会議結果についての報告といたします。

◎副議長（森岡 勉君） 次に、公立多良木病院企業団議員の報告を求めます。公立多良木企業団病院、小谷議員。

○公立多良木病院企業団議員（小谷 節雄君） おはようございます。それでは、公立多良木病院企業団議会より御報告をいたします。球磨郡公立多良木病院企業団議会令和5年第1回定例会は3月3日に金曜日に招集され、会期を1日として開かれ、一般質問が2名の議員から行われ、議案が17件上程されました。まず、一般質問としましては、多良木町選出の久保田議員から、コロナ対応の現況と対策について、マイナンバー保険証について、物価高騰の影響について、以上3点。湯前町選出の遠坂議員から、病院事務の活性化について、それぞれ質疑が行われました。次に議案が17件上程されましたが、その内訳は、規約の一部変更1件、定年延長に関する条例改正等7件、個人情報保護法施行条例に関する条例制定等3件、令和4年度補正予算1件、令和5年度予算5件であり、審議の結果、全議案いずれも原案どおり可決されました。その議案の中で、一部、令和5年度予算に関しまして、その概要を報告をいたします。議案第13号、令和5年度球磨郡公立多良木病院企業団、病院事業介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計予算につきましては、収益については、総額47億9,172万2,000円。費用は総額47億5,966万円。損益といたしましては3,206万2,000円の純利益を見込んでの当初予算編成となっております。病院事業では、令和4年度実績数値を勘案いたしまして、純利益を目標として、1日平均入院患者数153人。外来患者数410人。老健事業では1日平均入所者数87人、通所者数41.5人。検診事業におきましては、年延べ受診者数を2万3,814人としております。資本的収入については、企業債町村負担金、補助金等で総額7億4,707万2,000円。資本的支出では、設備整備改修工事としての継続費、機械備品購入費など、建設改良費、企業債償還金、投資等で総額13億586万8,000円とされたところであります。以上、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告といたします。

◎副議長（森岡 勉君） 次に、上球磨消防組合議員の報告を求めます。上球磨消防組合議員、橋本議員。

○上球磨消防組合議員（橋本 誠君） おはようございます。上球磨消防組合議会の報告をいたします。令和5年2月28日午前10時より、第1回、令和5年第1回定例会を開催しております。会期は28日、1日に決定しました。行政報告では、人吉下球磨消防署との通信指令業共同運用について、令和5年度の子算について、中竹組合長より報告がありました。議案第1号、同文議決。区市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数、数の減少及び規約の一部変更。議案第2号から第4号は同組合個人情報保護法施行条例の制定及び一部改正3件。議案第5号から議案第12号は、同組合職員定年制延長の関連整備、一部改正及び廃止、分限の手續及び効果、懲戒

の手續及び効果、給与、定年、勤務時間、給与等、育児休業等、人事行政の運用等の状況の公表に関する条例の一部改正7件。再任用に関する条例の廃止1件。議案第13号は、令和5年度一般会計予算の歳出、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,600万とする一般会計予算案で、主なものとして、歳出は、高規格救急自動車の購入、4,990万。東分署非常用発電設置工事、670万円です。また、あさぎり町の負担金としては、2億8,319万になってます。一般質問では、多良木町選出の3番宮原議員が、1、消防本部の広域連携について、2、職員の健康管理について、3、消防機器の管理と点検について、4、交通事故を初めとする各種事故防止対策の徹底について、を執行部に考えをいただきました。13議案、全議案を原案どおり可決いたしました。以上、上球磨消防組合議会の報告を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 次に、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告を求めます。熊本県後期高齢者医療広域連合議員、溝口議員。

○熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員（溝口 峰男君） おはようございます。それでは熊本県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。令和5年の2月の6日、熊本県市町村自治会館において開催されました。議案第1号から議案第12号及び発議第1号、並びに一般質問が行われました。議案第1号から第8号までの内容につきましては説明を省略いたします。議案第9号、令和5年度の後期高齢者医療広域連合一般会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,478万2,000円、前年度比1,183万7,000円の増であります。増額の理由につきましては、派遣職員給与等の増が主なものであります。議案第10号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,126億458万5,000円であります。前年度と比較し、141億3,677万円の増であります。前年度対比4.74%の増になります。歳入増の理由につきましては、被保険者数が9,569人、3.3%増によりまして、保険料等の負担金及び国庫支出金、県支出の増が主なものになります。歳出につきましては、被保険者数の増加によりまして、保険給付費及び高額療養費、また、健康診査実施件数の増加及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組、市町村の増加によるものが主なものでございます。議案第1号から議案第12号、発議第1号、全てが承認、可決、同意され、最後に一般質問が行われました。以上で、後期高齢者医療広域連合議会報告といたします。

◎副議長（森岡 勉君） これで諸般の報告を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 日程第4、行政報告及び教育行政報告を行います。まず、行政報告を行います。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議員各位におかれましては、日頃から本町行政の運営等につきまして、多大なる御指導、御支援を賜り、誠にありがとうございます。本日は朝から鼻水とくしゃみが多まりませんので、マスクを着用のまま説明をさせていただくことをお許しいただきたいと思っております。それでは、令和4年12月から令和5年2月までの行政報告について、主なものを述べさせていただきます。1ページ目、上から4段目からです。12月5日、民生委員児童委員、感謝状伝達及び贈呈式及び民生委員児童委員、委嘱状伝達式を開催しました。令和4年12月1日の一斉改正に伴い、退任、退職者への感謝状の伝達及び贈呈、再任を含め、新しく就任、委嘱状への委嘱状を伝達しました。次の段です。同じく12月5日、医療と連携した地域における運動スポ

ーツ習慣化促進事業実行委員会を開催しました。町内医療関係者、スポーツ関係団体、関係大学、委託事業者と庁内関係4課の、で構成する実行委員会において、健幸運動教室の実施状況と11月7日に実施した妊産婦運動教室についての報告や意見交換を行いました。最後の段です。12月20日、第4回あさぎり町救護施設あり方検討委員会を開催しました。検討委員会時に出た質疑応答の回答と報告書の内容検討の協議が行われました。次のページ、最上段です。同じく12月20日あさぎり町総合農政協議会を開催しました。農業振興の主力事業や水田活用直接支払い交付金について説明を行い、また今後の集落営農生産組合の在り方についての協議も行いました。次の段です。12月28日、消防団による年末特別警戒出発式を開催しました。本年度も新型コロナウイルス感染症対策として、各詰所への訪問並びに各部での詰所の詰所への宿泊及び飲食は行わず、巡回時間を決めて、各世帯へ火の取扱い注意の啓発、巡回を3日間実施しました。次の段です。1月8日、令和5年あさぎり町消防団出初め式を開催しました。新型コロナウイルス感染対策として、来賓は議長のみ。消防功労表彰及び通常点検を実施しました。また幼年消防クラブや少年消防クラブによるアトラクションと放水競技は中止しました。一つ飛びまして、1月18日、第5回男女共同参画推進懇話会を開催しました。あさぎり町男女共同参画推進条例（案）の内容について協議し、今後の取組について、令和5年度事業計画や予算の説明及び意見交換を行いました。最後の段です。1月25日、熊本県豪雨対応訓練を行いました。令和5年の出水期までに豪雨時の対応手順を確認し、情報共有の連動を高めるとともに県、警察、消防、自衛隊、人吉医療センターと町との初動対応能力を向上させました。次の段、最上段です。1月26日、あさぎり町役場第2庁舎建設工事安全祈願祭が行われました。当日は、建設工事に携わる方々及び来賓の方々が参列し、工事期間中の安全を祈願しました。次の段です。2月1日、第三次総合計画基本構想策定に関する第1回町民ワークショップを開催しました。第三次総合計画基本構想の素案作成に向けて、町民の意見を集約するために開催しました。町の現状確認、町及び各分野のキーワードを抽出しました。一つ飛びまして、2月6日、補助金等審議会を開催しました。令和5年度当初予算に関わる22の各種団体の補助金等について諮問し、慎重審議の上で全て適当との答申がなされました。最後の段です。2月14日、健幸運動教室フォローアップ教室括弧実証実験を開始しました。健幸運動教室の卒業生及び途中退会者を対象に毎週1回の講師の指導が受けられる有料のフォローアップ教室を開催し、24人が参加されました。町からの説明の後、健幸運動教室で学んだ内容や講師独自の内容で運動指導を行いました。次のページ最上段です。2月14日から20日にかけて、高校生短期アルバイト事業を実施しました。町内の進路が決まった高校生3年生を対象に短期間で人手が必要となる葉たばこ苗の仮植作業に対応するため、短期アルバイト事業として実施したものです。高校生農家との窓口紹介は商工観光課が行い、マッチングや関係団体との連携調整はあさぎり商社プロジェクトマネージャーが実施しました。5人の高校生が4戸の農家でアルバイトを行いました。一つ飛びまして、2月15日、第三次総合計画基本構想策定に関する、第2回町民ワークショップを開催しました。第三次総合計画基本構想の素案作成に向けて、町民の意見を集約するため開催しました。第1回で抽出したキーワードを軸に町及び各分野の10年後のある、ありたい姿。町と町民の役割分担について協議を行いました。次の段です。同じく2月15日あさぎり町第4回医療連携会議を開催しました。町内及び公

立多良木病院の医療関係者との令和5年2月以降の新型コロナウイルス接種体制について情報を共有し、協議を行いました。一つ飛びまして、2月16日、第1回入札監視委員会を開催しました。令和3年度下半期の契約案件の入札及び契約手続の運用状況などの議題について説明、質疑応答を行いました。最後の段になります。同じく2月16日、あさぎり町救護施設あり方検討委員会の報告書の提出がなされました。これまでのあさぎり町救護施設あり方検討委員会でまとめ上げた報告書を委員長、副委員長より直接提出されました。次のページ最上段です。2月17日、あさぎり町国民健康保険運営協議会を開催しました。令和4年度国民健康保険特別会計補正予算、あさぎり町国民健康保険条例及び税条例の一部改正、令和5年度事業計画及び令和5年度当初予算について諮問し、答申を受けました。次の段です。人吉球磨ひな祭りの開催とあわせてあさぎり町ひなまつりをポッポ館で開催しました。2月19日にあさぎり町のひなまつりのオープニングセレモニーを行い、実行委員会、町内保育園、各種団体などによる手作りひな人形やひな飾りの展示を行いました。次の段です。2月20日、部長以上の消防団幹部会を開催しました。新年度からの本部体制及び今後の行事計画について説明、質疑応答を行いました。次の段です。2月21日、第6回区長会を開催しました。選挙管理委員会からのお知らせなど4件の議題について説明、質疑応答を行いました。最後の段です。2月26日、令和4年度植樹祭を開催しました。町民の緑化意識の向上、自然と触れ合う機会を増やすとともに、清願寺ダムの景観の向上を図りました。以下、入札関係の資料を別紙に添付しておりますので後で御覧いただきたいと思っております。以上行政報告といたします。

◎副議長（森岡 勉君） 次に、教育行政報告を行います。教育長。

●教育長（米良 隆夫君） おはようございます。では、教育行政について報告いたします。主なものを報告させていただきます。まず1ページの最上段です。令和4年12月7日に須恵小学校で12月16日にあさぎり中学校において家庭教育講演会をそれぞれの学校で開催しております。熊本大学名誉教授、吉田道雄氏。同じく教授の大塚芳生氏を講師に招き、保護者を中心に、家庭教育に係る今日的課題について研修を深め、資質の向上を図り、もって児童生徒の教育の発展及び本町教育の充実、振興に資するため講演会を開催しております。一つあけまして、3段目です。令和4年12月18日に第70回球磨一周市町村対抗熊日駅伝大会が水上村岩野小学校スタートゴールとして、10町村19チームの参加により開催されました。あさぎり町からは、3チームが出場し、Aチームが5位、Bチームが13位、Cチームが15位と健闘しております。令和4年12月27日、令和5年1月31日、令和5年2月28日にあさぎり町事故等調査委員会を生涯学習センターで開催しております。町立小・中学校で発生したいじめ、事故等に関する調査の透明性及び公平性を担保するとともに、町教育の信頼性の維持向上を図るため、委員会を設置し、事案協議について報告等を行っております。2ページでございます。最上段です。令和5年1月4日に、令和5年あさぎり町20歳の成人式を、免田地区体育館で開催しております。民法の改正により、成年年齢が18歳に引下げられましたけれども、これまでどおり、年度中に20歳になる184名を対象に20歳の成人式を開催し、148名が参加しております。実行委員による司会進行のもと、記念品贈呈、交通安全宣言、意見発表等を行い、最後に謝辞が述べられました。その下です。令和5年1月29日に第40回熊日郡市対抗女子駅伝大会がビブレス熊日開館前を

スタートゴールとする7区間で開催されております。球磨郡代表として本町から監督1名、選手3名が選出され、結果は11位となり、敢闘賞を受賞しております。一つあげまして4段目です。令和5年2月8日に、ジュニアスポーツクラブ指導者研修会を生涯学習センターで行っております。町内のジュニアスポーツクラブの指導者を対象として熊本県サッカー協会の宮本氏を講師に招き、体罰や暴力行為などをテーマに指導力向上と課題解決を目的に開催をいたしました。参加者は15人で行いました。その下です。令和5年2月11日に、令和4年度子ども体験活動アクティブスクールを阿蘇ミルク牧場で行っております。他校区、異世代間との交流を深め、集団での体験活動を通して学校以外での友達の輪を広げ、心身ともに健やかな子どもたちの育成を目的に、町内の小学5、6年生と青年団を対象として、阿蘇ミルク牧場で開催をいたしました。参加者は小学生14人、青年団6人で行いました。その下です。令和5年2月12日に第49回郡市対抗熊日駅伝大会が天草市役所前をスタートし、熊本市ビブレス熊日開館前をゴールとする14区間で開催されました。球磨郡代表として、本町からはマネージャー1名、選手5名が選出され、結果は8位という結果で行いました。以上で報告を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 会議の途中ですがここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時58分

◎副議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎副議長（森岡 勉君） 日程第5、議案第63号人吉球磨広域行政組合格約の一部を変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第63号人吉球磨広域行政組合格約の一部改正について提案いたします。提案理由を申し上げます。一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい、議案第63号につきまして御説明申し上げます。2ページの規約変更理由書をお願いします。人吉球磨広域行政組合議会の協議により、令和5年4月1日から同議会議員数並びに構成市町村から選出される議員数を変更するものでございます。今回の規約の変更につきましては、構成町村で同文議決を行うものでございます。3ページをお願いいたします。新旧対照表でございます。第5条で組合の議会の議員の定数を30人から23人とし、構成市町村から選出される議員の数を人吉5人、錦町2人、多良木町2人、あさぎり町2人に改正し、第8条第3項の括弧のただし書を削除するものでございます。1ページをお願いします。附則でございます。施行期日、この規約は令和5年4月1日から施行する。議員の数に関する経過措置、この規約の施行の際、現に組合議員の職にある者の数が改正後の第5条に規定する定数を超過しているときは、同条の規定にかかわらず、当該議員の任期中に限り、当該数をもって定数とするものでございます。以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第63号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎副議長（森岡 勉君） 日程第6、議案第64号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第64号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について提案いたします。提案理由を申し上げます。一部事務組合の共同する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） 議案第64号につきまして御説明申し上げます。2ページの規約変更理由書をお願いします。熊本県市町村総合事務組規約第3条第10号に規定します交通災害事務から令和5年6月30日をもって、玉名市が脱退するものでございます。次の3ページをお願いいたします。新旧対照表でございますが別表第2、第3条第10号に関する事務におきまして、玉名市を削除するものです。1ページをお願いいたします。附則です。施行期日は令和5年7月1日からとするものでございます。経過措置でございますが別表第2の規定は、この規約の施行の日以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日以前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例によるものでございます。以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第64号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

◎副議長（森岡 勉君） 日程第7、議案第65号あさぎり町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第65号あさぎり町個人情報の保護に関する法律施行、施行条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律について、改正後の個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） それでは、議案第65号につきまして説明申し上げます。2ページをお願いします。第1条では、この条例の趣旨、第2条は定義。また、第2項では実施期間を定めております。第3条では開示決定等の期限として開示決定は、開示請求があった日から15日以内にしなければならないとしております。第2項では事務処理上の困難などがあるときは、延長できる期間を30日以内に限り、延長することができるとしております。第4条では開示決定等の期限の特例を定めております。第5条では手数料等について定めております。手数料は無料でございますが写しの交付を行う場合には、写しの作成等にかかる費用を負担するとしています。第6条では審査会への諮問として個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、あさぎり町個人情報保護審査会条例規定に規定する、個人情報保護審査会に諮問することができるとしております。3ページをお願いします。第7条では規則への委任を定めております。附則としまして施行期日は令和5年4月1日から施行するとしております。また、あさぎり町個人情報保護条例は廃止し、経過措置としまして旧条例の適用につきまして以下のとおり、従前の例によるとしております。次の4ページから15ページまでは、廃止しますあさぎり町個人情報保護条例を掲載しております。以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第65号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

◎副議長（森岡 勉君） 日程第8、議案第66号あさぎり町個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第66号あさぎり町個人情報保護審査会条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） それでは、議案第66号につきまして御説明申し上げます。2ページをお願いします。第1条でこの条例の趣旨、それから、第2条で定義、また、第2項では実施期間を定めております。第3条では、設置に関して定めており、この審査会は規定により諮問に応じ、調査、審議することとしております。第4条では、組織等について定めております。審査会の委員は5人以内をもって組織するとしております。第5条では、審査会の会長について。次の第6条では審査会の調査権限。第7条では委員による調査手続について定めております。次の3ページをお願いいたします。第8条では行政不服審査法の準用それから、第9条では規則への委任、第10条で罰則について定めております。附則としましてこの条例は令和5年4月1日から

施行するとしております。以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第66号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎副議長（森岡 勉君） 日程第9、議案第67号あさぎり町男女共同参画推進条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第67号あさぎり町男女共同参画推進条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。男女共同参画社会の実現に向け、基本理念を定め、町の施策の基本的事項を定めることにより、性別にかかわらず個性と能力が尊重される男女共同参画のまちづくりを推進するため、本条例を制定する必要があります。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） それでは、議案第67号につきまして御説明いたします。2ページをお願いいたします。前文です。これまで本町では、あさぎり町男女共同参画推進基本計画の策定をはじめ、多くの町民団体等が一体となって啓発活動を初め、男女共同参画の推進に向け取組を進めてきました。しかしながら、性別により固定的な役割分担意識や無意識の思い込みに基づく社会制度の慣行が根強く残っているなど、解消しなければならない課題が多く残されています。また、人口減少社会の到来や社会経済情勢が大きく変化する中、持続可能なまちづくりには、男女共同参画社会を実現させることが重要です。このため、町、町民、事業者及び関係機関等が協働し、全ての人があさぎり町に住み続けたいと思えるような、多様性に富んだ豊かで活力あふれる地域社会を形成することを決意し、この条例を制定するものです。第1条では、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成を総合かつ計画的に推進することを目的に掲げております。第2条では、この条文の中にあります六つの用語について定義しております。3ページをお願いします。中ほど、第3条には、男女共同参画社会を形成するため六つの基本理念を掲げております。4ページをお願いいたします。第4条では、町は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定実施し、関係団体と連携しながら、町民、事業者と協働し、取り組む責務を定めております。第5条では、町民の皆様は、基本理念に対する理解を深めてもらい、社会のあらゆる分野で積極的に男女共同参画の推進に取り組んでいただく責務を定めております。第6条では、業者の皆様も基本理念に対する理解を深めていただき、事業活動において積極的に男女共同参画の推進に取り組んでいただく責務を定めております。第7条は、全ての人に対し、家庭、職場、学校、地域、その他あらゆる分野において、性別による差別的な扱いハラスメントなどの禁止的な扱いを示しております。第8条は、4ページから5ページにかけて、男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定

に当たっては、町民の意見を反映させるため措置を講じ、男女共同参画審議会の意見を聞き、推進計画を策定したときは、遅滞なく公表することを定めております。第9条では、町民、事業者に対し、理解を含めていただくための普及広報活動、基本理念に関する町民の理解を深めるための教育及び学習の充実について定めております。第10条では、多様な立場の視点を取り入れた防災体制の構築について定めております。第11条は、あらゆる社会活動の中で男女格差が生じた場面において、関係者と協力し、積極的に改善を努め、町民に対し、改善措置を講じるための情報提供、支援について定めております。第12条では、男女共同参画の推進に必要な情報の収集、調査研究について定めております。第13条では、町民、事業者が行う推進活動に対し、情報提供、支援について定めております。6ページをお願いいたします。第14条は、町民、事業者からの相談に対し、関係機関などと連携し適切な措置を講ずる務めを定めております。第15条は、公衆に表示する情報における表現の配慮について定めております。第16条では、あさぎり町男女共同参画審議会設置について。第17条、委任では、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるとしてあります。附則になります。施行期間、この条例は、令和5年4月1日から施行する。経過措置、この条例の施行の日までに、既に策定された基本的な計画は、第8条の規定に基づき策定されたものとみなす。以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 3番です。今回の推進条例の制定について質問いたします。これは男女共同参画の推進のためということで、承知はしておりますし、私自身も、1986年ですね、男女雇用機会均等法の制定された年に就職をし、女性の営業マンとして仕事をしておりましたので、男女のですね、性差別のない、その社会というものは、必ず実現をしていくものでありますし、もう実際されてると私自身は思っておりますが、最近はですね、LGBTの問題と絡めて、この男女共同参画の推進についていろんな問題が問題点を提起されてるわけですが、この町の条例に関しては、LGBTの問題はどのように、あわせて考えられているのでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい。ただいまの議員の御質問でございます。当初ですねパブリックコメントにつきましては、性的性自認、性的指向、の取扱いについてもうたっておりますが、町へのですね、意見といいますか、それにおきまして、まだ、国のほうでもですね議論がなされておる段階でありまして、その辺りを明記するのはですね、よろしくないのではなかろうかという御意見をいただきました。今回ですねその部分につきましては、外させていただいたところでございます。今後はですね国の状況を見ながら、条例の改正を行っていければというふうに考えているところではございます。

◎副議長（森岡 勉君） 3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 内閣府のホームページにも出ておりました、パブコメをですね募集されている段階ではございますが、今回その町の条例の最後の委任のところ、第17条でですね。この条例に定めるもののほか、条例に、条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定める

という文言がございました。今政策課長、企画政策課長の答弁では、国の方針と合わせてと、今後ですね、改正を検討していくということではありますけれども、このLGBTとこのジェンダーの問題というのは絶対切り離せないような形で、世論というのがあると思うんですね。しかし、日本におきましては、海外と違いますので、このLGBTに関してですね、極端に表明をするような必要はないと私は個人的に思っておりますので、今後条例を改正される際にもですね、慎重にとり行っていたいただきたいと思えますし、国の方針がですね、もし、そのように国際的なものに非常に系統するようなものであればですね、地方としても、従順に従うだけではなくて、きちんとしたですね町民の意見などもしっかり取り入れて、改善には進んでいただきたいということを申し添えておきたいと思えます。

◎副議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい、ありがとうございます。その辺りも踏まえまして町民の意見、またですね、国の動向を見ながらですね、適正な条例になるようにですね、改正に努めていきたいと思えます。

◎副議長（森岡 勉君） ほかにございませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。今の質疑に若干関連いたしますが、先ほどの課長の御答弁にありましたとおり、当初の素案、去年の秋口ですか。私どもに説明いただいた素案、元の案。そしてパブリックコメントにかけかけられたというか、その中で今お話ありましたとおり、LGBTとか性自認の単語が出てきておりました。そこでお尋ねしたいのは、私は、最終的に今日提案いただいた案がどうこう言うつもりは全くございません。ただ前回素案でパブリックコメントまで出された素案ということは、その時点では少なくとも町のお考えが、その案でということで提案をされていたものというふうに思っております。そしてLGBT性自認等につきましては、先ほどからお話があつてるとおり十分ですね、想定される課題というか、意見が分かれてる状況だったんですね。その中でパブリックコメントまで出されたということは、町の姿勢というかこの条例に関してはそれなりのものが出されたというふうに私は理解しておりました。その中で、私がこれまで説明を受けた中で理解してるのは、パブリックコメントに対する正式な意見ではなかったと思うんですね。メール上の差出人もはっきりしない。もしかすると、どっか遠くの自治体というか、よそのですね。要するに町内からの住民の意見、御意見でないかもしれない。それがすいません1件か2件か、ちょっと正確に分かりませんが、あつてるようです。ほいでそれが出た中で、それまで、懇話会とか、庁内検討会ですか。かなりの時間をされてこられた中で、そこで、判断の是非はともかくとしてですね。素案そのものが変わってきたというその経緯がですね、私はどうもこの件に関しては、ちょっと不安を覚えます。不安というのは、この件に限らずですね。十分にその議論になることが想定できるのに、その案を出されて、一つのちょっと、それはどうかというような、慎重論的な御意見があつたときにですね。ひっくり返ってしまう。そこで判断をされること自体は大事なことなんですが、私がここでお尋ねしたいのはそれまでにはそういう議論はなかったのかということです。素案を作られるまでにですね。私の認識は十分それは議論されるべきような案件ではないかと思うんですが、その点についてちょっとお尋ねをしたいと思えます。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、小谷議員が言われます、パブリックコメントを求める前の第7条がですね、十分検討されたかどうかということは、男女共同参画推進懇話会の議論については、課長のほうから説明させていただきますが、パブリックコメントではなく一般のメールで、性自認とかですね、あるいは性的指向、そういう文言は、まだ書くべきではないというメールが来たということで報告を受けました。その中でですね、こういうことにする、賛同する意見は多いは多い、そういう社会環境になってきていると、私はそういうふうに認識してますが、やはり一部の方々に、こういうことに対して強い拒否反応があると。そういう状況では、まだ条例の中に、この言葉を掲載しないほうがいいんじゃないかということ、担当課のほうにアドバイスをさしてもらいました。それで懇話会のほうで協議の結果、第7条については文言を少しやわらかくして、そしてまた今後ですね、この条例、推進条例の中にありますように、第9条で、普及広報活動及び教育、そういうものをしていながら、町民の皆さん方の御理解をいただいた上で、そういうふうな性的指向とか性自認とか、そういう言葉に対しては、平等に皆さんやっていきましょうという言葉に、移行していこうということで、私はそういう指導を担当課のほうにさせていただきました。その中で、先ほど言いましたように、男女共同参画推進懇話会の中で議論をされてこのような条例になったと思っております。詳細についてはまた、その経緯については課長のほうから説明いたします。

◎副議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい、ただいまの件になりますけれども、懇話会におきましてもですね性自認、もしくは性的指向。このあたりのLGBTの話も出てきたところではございます。パブリックコメントをですね、行う前につきましては、これにつきましては、他の自治体、近年ではですね余り整備がされておらずですね、ちょっと古い条例等ばかりになっておりました。それをですね新しいものにしたほうがいいんじゃないかという御意見もいただきまして、LGBTあたりのですね、ことに関しましても入れたところで、パブリックコメントを実施したところではございます。しかしながら、少数の方の意見ではありますけれども、そのLGBTについてのですね、定義につきましても、国においてまだ明確に示されていないということもございまして、では、今回の条例につきましては、男女共同参画の推進の条例ということでありまして、まず制定をすることが必要であろうという懇話会の御意見をいただきまして、その部分は修正させていただきます、パブリックコメント前の条例案ということで、今回提出をさせていただいた経緯でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 今町長と課長から御答弁いただきました私この条例案がですね、悪いとか言ってるつもりは毛頭ございません。今最後に課長がおっしゃったとおり、条例制定して、前に行こうということで、そのこと自体はよろしいかと思えます。よろしいというか私も賛同いたします。先ほど言いましたとおり素案を出すという案を出すということはそれなりの意思決定をそれなりにされるわけですね。そのときにですから、パブリックコメントあるいはいろんなメール以外にも直接いろんな意見がまた関係者から出てくる可能性もあるんですけど、

それが想定してですねやっぱそれやっていくためには、今後ですねいろんな条例制定あるいはほかのことも含めてパブリックコメント等が今民意を反映するために必要でいろんな場面でやられると思いますので、そこに十分そういうのが出てくる前提でですね、出てくるだろうと想定して対応しておかないと、ちょっと表現悪いですけど、パブリックコメントとかいろんな御意見で、町の素案がですよ、しょっちゅう変わる。その受け、意見を受け入れることは大事なんですけど、何かそういうこともきちんと整理出来てなかったのかみたいな形になるのはですね、好ましくないと思うもんですから、今回のことがどうこういうつもりじゃなくてちょっとその部分の確認をしたかったもんですからお尋ねをしたところです。ぜひこの案件につきましてはですね、先ほど難波議員の質疑でもありましたとおりこれを初めてそれから前にいろいろ進めていくということでございますから、その点については何ら否定的に意見を持つてゐるわけではございませんので、ぜひ今後ともよろしく願いしときます。パブリックコメントのそういった意見が出てきたときの在り方についてですね。何かもし今後の何ていうかな、やり方というか、その付近で町としての基本的な考えがありましたら、お答えをいただければと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、パブリックコメントを求める前はですね、十分に懇話会の中で審議されて、これでいこうというふうに決められて出されたと思います。私もそのときにですね、これちょっと問題があるかもしれないよって言って、修正を求めてたらならば、メールも来てなかったかもしれませんが。でも皆さんたちが議論されて作られた素案ですので、それを尊重して出したわけです。そしたらパブリックコメントに対してではなくて一般の方からメールで、返信が来たときに、私はそれを見て、これだったらちょっとこのまんま運用するんじゃないかと、少しやわらかい表現にしといたほうがいいんじゃないかということで、今議員が言われたように、パブリックコメントの素案をそう簡単に変えるものではないということは、私も理解をしておりますが、今度の場合は、非常にこれは、デリケートな問題でしたので、そういうことですね、私のほうから、懇話会のほうにお願いして、少しやわらかい表現に変えてもらったということです。その辺のところですね、私ももう少ししっかりと、最初のうちに素案を出すときに、指導しておかなかったという点で、私の指導不足ということもあると思いますが、でも協議されたものはですね、やはり皆さんの意思を反映してもらいたいということもありましたので、今回のことのようになったと思います。今後につきましてはですね、また課長のほうから答弁させたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい、今後ですねパブリックコメントを行う際に当たりましては、まず、慎重にですね問題、課題が出るところを想定しまして、制定しながらですね、パブリックコメント等を実施していければと思っております。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第67号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎副議長（森岡 勉君） 日程第10、議案第68号あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第68号あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） それでは議案第68号につきまして御説明申し上げます。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令により、国民健康保険税の賦課額に関する基準等について、所要の規定の整備が行われたため、本条例の一部を改正するものでございます。（議長より、池上課長、ちょっとマイクに近づいてお願いします。とあり）3ページからの新旧対照表によりまして説明をさせていただきます。第2条第3項及び第23条第1項中の20万円から22万円への改正は、国民健康保険税を算出する際の後期高齢者支援金等賦課額に係る限度額を2万円引き上げるものでございます。次のページをお願いいたします。上から5行目、第23条第1項第2号の28万5,000円から29万円、29万円への改正は、軽減基準額の改正で、5割軽減世帯、1人当たりの加算額を5,000円増加させるものでございます。次のページをお願いいたします。上から8行目、第23条第1項第3号の52万円から53万5,000円への改正は、2割軽減世帯、1人当たりの加算額を1万5,000円増加させるものでございます。2ページをお願いいたします。施行期日は令和5年4月1日から施行するもので、適用区分につきましては記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。ありませんね。質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第68号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎副議長（森岡 勉君） 日程第11、議案第69号あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第69号あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。民法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい、それでは議案第69号について説明をさせていただきます

す。この改正では、上位法令の改正に伴いまして、関係する三つの条例について、一部改正を行うものでございます。7ページをお願いいたします。新旧対照表にて説明をさせていただきますが、まずは、あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についての一部改正でございます。この条例では、安全計画の策定、自動車運行時の所在確認、懲戒権、衛生管理に関するものが改正されるもので、第6条第1項の2行目にあります次条第1項の後に、第7条の3第2項を追加し、第7条の2を安全計画の策定等について。8ページになりますが、第7条の3を自動車を運行する場合の所在の確認についての記載として追加します。9ページをお願いいたします。第10条につきましては、1行目、2行目に続く、設置するときは、の後に、その行う保育に支障がない場合に限り、を追加し、第10条後半のただし書き以降が削除となります。第13条の懲戒に係る権限の乱用禁止につきましては、全文削除となりまして、第14条第2項の2行目、必要な措置を講ずるとあるところを、職員に対し、感染症及び中毒、食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的に実施するに置き換えます。5ページをお願いいたします。この条例の附則でございますが、附則1項にて、施行は令和5年4月1日とし、第13条の改正規定は公布の日からとなっております。附則2項では、送迎自動車へのブザー設置の経過措置をうたっております。10ページをお願いいたします。次にあさぎり町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定こども子育て支援施設等の運営に係る条例の一部改正でございますが、現行の懲戒に係る権限の乱用禁止、第26条については、これを削除します。5ページをお願いいたします。この条例の附則でございますが、附則1項にて、この条例は公布の日から施行することとなっております。11ページをお願いいたします。次に、あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございますが、現行の条例に安全計画の策定等について、第6条の2を。自動車を運行する場合の所在確認について、第6条の3を。12ページになります。業務継続計画の策定等について、第12条の2を追加し、衛生管理等の、第13条第2項の2行目にある必要な措置を講ずるを、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延防止のための訓練を定期的に実施する、と置き換えます。5ページをお願いいたします。この条例の附則でございますが、附則1項において施行は令和5年4月1日とし、附則3項で、安全計画の策定等の経過措置をうたっております。以上、説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第69号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎副議長（森岡 勉君） 日程第12、議案第70号あさぎり町保育の必要性の認定に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第70号あさぎり町保育の必要性の認定に関する条例等の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よっ

て地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。それでは、議案第70号について説明をさせていただきます。この改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴いまして、関係する三つの条例におきまして整備するものでございます。新旧対照表にて説明をさせていただきます。4ページでございます。まずはあさぎり町保育の必要性の認定に関する条例についての一部改正でございます。現行の保育の必要性の基準、第3条の3行目の部分で、法第19条第1項第2号とあるところを法第19条第2号と改めます。5ページをお願いいたします。あさぎり町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定こども子育て支援施設等の運営に関する条例でございますが、条例内にあります法第19条第1項と記載の部分につきまして、法第19条と改めます。9ページをお願いいたします。第15条第1項第3号内の第25条を第25条第1項に改め第15条第1項第4号内の厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めます。17ページをお願いいたします。次に、あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、第25条現行の2行目、厚生労働大臣とあるところを内閣総理大臣と改めます。3ページをお願いいたします。今、説明をいたしました各条例の附則でございますが、各条例とも令和5年4月1日から施行することとなっております。以上、説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第70号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎副議長（森岡 勉君） 日程第13、議案第71号あさぎり町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第71号あさぎり町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、出産育児一時金の支給額の改正が行われたため、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、議案第71号につきまして説明いたします。3ページをお願いいたします。新旧対照表です。表左側現行、出産育児一時金、第5条の2行目、40万8,000円を右側、改正後（案）の2行目、48万8,000円とするものです。2ページをお願いいたします。附則です。施行期日、この条例は令和5年4月1日から施行する。経過措置ですが、この条例の施行の日の前日までに出産した被保険者に係るあさぎり町国民健康保険

条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第71号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎副議長（森岡 勉君） 会議の途中でございますけれどもここで休憩いたします。午後は13時30分より再開いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時30分

◎副議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎副議長（森岡 勉君） 次に、日程第14、議案第72号あさぎり町国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第72号あさぎり町国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。土地改良法第90条第6項の規定により国営川辺川総合土地改良事業に関わる負担金とあわせて、消費税及び地方消費税を徴収する必要があるため、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。それでは、議案第72号について説明を申し上げます。2ページをお願いいたします。こちらの負担金条例につきましては、国営川辺川総合土地改良事業に係る農家負担について、令和3年3月議会において、関係6市町村、同文にて可決をいただいたところです。この農家負担分の農地造成区画整理に要した経費に係る消費税については、消費税法に基づき、明記する必要があるとのことから、関係市町村同文にて条例の一部を改正するものです。新旧対照表につきましては次のページをお願いいたします。第3条、負担金につきまして下線の部分を、また、第4条、負担金の徴収方法につきましても、下線の部分をそれぞれ追加または変更するものとなります。なお、附則につきましてはその施行日を公布の日から施行することとするものです。以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第72号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、

議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎副議長（森岡 勉君） 日程第15、議案第73号あさぎり町免田相撲場条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第73号あさぎり町免田相撲場条例を廃止する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。免田相撲場は、相撲場としての機能を有していないため、本条例を廃止する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） それでは、議案第73号について御説明いたします。議案第73号では、あさぎり町免田相撲場条例を廃止するものでございます。3ページが、その廃止する条例でございます。あさぎり町免田相撲場につきましては、八幡区の公民分館敷地内にありまして、免田相撲場条例として制定されました昭和58年に設置されたと思われまして、40年ほど前になります。当初は、相撲大会、八幡神社大祭でのこども相撲や郡体の練習場として利用されておりましたが、年々利用者が減り、合併後は、相撲場としての利用がございませんでした。現在は相撲場としての機能を果たしておらず、個別施設計画の免田相撲場は、相撲場としての機能を有していないことから、令和5年度までに、現在施設管理している八幡区に譲渡する方向で進めるとありますので、これにのっとりまして、本条例を廃止するものです。条例廃止後は、八幡区へ譲渡を進めたいと考えております。八幡区としては、行事の際や、作業場として利用していきたいということです。附則としまして、この条例は公布の日から施行することとするものでございます。以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第73号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎副議長（森岡 勉君） 日程第16、議案第74号町道皆越線災害復旧工事2工区請負変更契約の締結についてを議題とします。提案の理由を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第74号町道皆越線災害復旧工事2工区請負変更契約の締結について提案いたします。提案理由を申し上げます。令和3年9月9日の令和3年度あさぎり町議会第3回会議において議決された町道皆越線災害復旧工事2工区請負契約について、請負変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5項の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 議案第74号工事の請負変更契約につきまして説明いたします。1、工事名、町道皆越線災害復旧工事2工区。2、工事内容、軽量盛土工、簡易吹付法枠工、L型擁

壁工。3、工事場所、あさぎり町皆越地内。4、契約金額、変更前、6,567万円。変更後、6,090万6,009円。変更による減額476万3,991円。5、契約の相手方、あさぎり町上北195番地9、株式会社勇工務店、代表取締役緒方正明。変更の内容としましては、今年の台風14号での災害によりまして、工事か所手前の道路が崩落したことから、現場へのアクセスが出来なくなり、工事を中断しましたこと。また、事故線越しの工事でありまして再度の線越しが出来ないということで、工事の完成に至りませんので、未完成部分について、減額とするものです。以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第74号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎副議長（森岡 勉君） 日程第17、議案第75号令和4年度あさぎり町一般会計補正予算第11号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第75号令和4年度あさぎり町一般会計補正予算第11号について提案いたします。令和4年度あさぎり町一般会計補正予算第11号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億6,287万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億1,549万3,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。それでは議案第75号につきまして、御説明いたします。まず2ページの続きを読み上げさせていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条、線越し明許費の追加及び変更は、第2表線越し明許費補正による。第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。第4条、地方債の追加及び変更は、第4表、地方債補正による。7ページをお願いいたします。第2表線越し明許費補正です。翌年度へ線越し事業としまして次ページにかけまして、今回17事業を計上、計上をしております。8ページをお願いいたします。2枠目の災害復旧事業につきましては、線越し総額の変更をお願いするものです。内容につきましてはそれぞれ担当課長より御説明いたします。次のページをお願いいたします。第3表、債務負担行為補正です。記載しております五つの事業におきまして、債務負担行為の設定をお願いするものです。内容につきましては担当課より御説明いたします。次のページをお願いいたします。第4表地方債補正です。1枠目の公有林整備事業につきましては、本年度借入れ分として追加するものです。また2枠目の事業につきましては、起債の限度額を変更するものです。詳細につきましては、担当課より御説明いたします。次13ページをお願いいたします。歳入です。財政課所管分につきまして、御説明いたします。まず2枠目の目1地方交付税ですが、普通交付税につきましては、今回の補正の財源調整により追加するものです。また、特別交付税

の減額につきましては、公立多良木病院の自家発電設備更新事業に伴う、町村負担金の減額によるものです。次19ページをお願いいたします。最下段の目1不動産売払い収入は、旧永北住宅1棟及び旧須恵中学校グラウンド跡地、分譲地1区画の売却に伴う売払い収入分を追加するものです。次のページをお願いいたします。2枠目の目1、財政調整基金繰入金は、当初予算におきまして財源不足により、基金からの繰入金を計上しておりましたが、本年度の収支見込みにより、取崩しの必要がなくなったことから、全額減額するものです。次の目6、公共施設整備基金繰入金は、旧深田中学校除却事業費の確定により減額するものです。次の目7、減債基金繰入金は、公共施設整備事業に充てた地方債の元利償還金のうち、交付税措置分を控除した残り3割分について計上しておりますが、本年度、償還金利子の確定により追加するものです。次に最下段の目4雑入の市町村振興協会市町村交付金は、宝くじ収益金の交付決定によるものです。次のページをお願いいたします。同じく雑入で説明欄の最後、市町村振興協会宝くじPR補助金は、インターネットを活用した宝くじ販売のPR事業に対する補助金となります。次24ページをお願いいたします。続きまして、歳出でございます。目6財産管理費、節10需用費の燃料につきましては、公用車燃料費の支出見込みにより減額するものです。次のページをお願いいたします。目14基金費で、説明欄の三つ目、公共施設整備基金繰入金は、基金利子及び土地建物売払い収入分、その下の財政調整基金積立金と、二つ下の減債基金積立金は、基金利子分を積み立てるものです。次44ページをお願いいたします。公債費の目2利子につきましては、減債基金繰入金の追加に伴う財源更正でございます。以上で、財政課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。それでは総務課所管分の説明を申し上げます。7ページをお願いいたします。第2表繰越し明許費補正でございますが、追加番号を1、款2項1のハラスメントに関する、第三者調査事業でございますが、現時点で3回開催されておりますが、3月末までの年度内に調査委員会の終了が見込めないことから、繰越しをお願いするものでございます。次に番号3、款2項1、第2庁舎用木材運搬事業でございますが、農林振興課で実施しております公有林整備事業につきまして、台風14号の影響により林道作業道が被災し、年度内の事業の完了が見込めないことから、関連しまして、第2庁舎用の木材の伐採事業が年度内での完了が見込めないということから仕分運搬に関する委託料について繰越しをお願いするものでございます。次に9ページをお願いいたします。第3表債務負担行為でございます。追加番号1で議会事務局事務室警備業務でございますが、令和5年4月1日から実施する必要があり、本年度中に契約等の準備行為を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。次に15ページをお願いいたします。歳入でございます。2枠目の目1、総務費、国庫補助金、節6、防犯対策費補助金の空き家対策事業補助金は、令和4年度の空き家調査の事業実績の確定により減額補正するものでございます。次に16ページをお願いいたします。2枠目の最上段、目1、総務費、国庫委託金、節1、総務管理費委託金の自衛官募集事務委託金は令和4年度の実績額が確定したことにより、減額補正するものでございます。次に18ページをお願いいたします。下から2行目目6、消防費、県補助金、節1、消防費補助金の球磨川水系防災減災ソフト対策事業補助金は、歳出で説明します事業の実績見込みによりまして、減額補正するものでございます。次に、19ページをお願いいたします。

1 枠目の目1、総務費県委託金、節4 選挙費委託金の参議院議員通常選挙費委託金は、昨年7月の参議院議員選挙の実績によりまして、減額補正するものでございます。次に21ページをお願いいたします。1 枠目の目4、節1 雑入の説明欄、3行目の雇用保険個人負担金は会計年度任用職員等の個人負担金の実績により、増額補正するものでございます。次にその下の枠、最上段の目1 総務債、節2 総務施設除却事業債、減額2,610万円のうち、550万円が総務課分としまして、旧東庁舎解体に伴うアスベスト調査及び解体設計費の実績に伴い、減額補正するものでございます。次に、1番下の行目6 消防債、節1 防災基盤整備事業債は、事業実績見込みにより、減額補正するものでございます。次に歳出を説明いたします。23ページをお願いいたします。まず、今回の歳出補正では、給与費について各科目の支給実績及び見込みにより補正を行っており、その総額は、給与費明細に示すものでございます。このことは特別会計におきましても同様でございます。よって各科目及び特別会計での説明は省略させていただきます。後ほど、各所管課におきまして説明する報酬や時間外勤務手当、会計年度任用職員の給与費とあわせ、今回補正の総額の補正後補正前の額は、45ページからの給与費明細に示すものでございます。それでは1 枠目の目1 議会費から説明いたします。目1 議会費では、支出確定または見込みによる不用額をそれぞれの科目におきまして、減額補正するものでございます。主に新型コロナウイルス感染対策の影響によるものが主な原因となります。次に2 枠目総務課所管分を説明いたします。目1 一般管理費、節2 の特別職給料は副町長不在による減額補正でございます。次に、節8 普通旅費から次の24ページの各節におきまして、支出確定または見込みによる不用額を減額補正するものでございます。これにつきましても新型コロナウイルス感染対策の影響によるものが主な要因となります。次に中ほどの目6 財産管理費、節1 2 の設計委託料622万6,000円のうち、総務課分としまして旧東庁舎解体に係るアスベスト調査及び解体工事実施設計業務委託の入札残としまして、572万6,000円を減額補正するものでございます。次に25ページをお願いいたします。中ほどの目1 2 防犯対策費、節1 0 需用費の電気料は、防犯灯電気料の値上がりにより不足見込額を増額補正するものでございます。その下節1 2 空き家実態調査委託料は、入札実績による不用額を減額するものでございます。次の目1 3 諸費、節1 8 の人吉球磨広域行政組合負担金運営費は、確定額による不用額を減額するものでございます。次に28ページをお願いいたします。2 枠目の目3 参議院議員通常選挙費ですが、節1 の報酬から節1 3 の会場使用料までの各節におきまして、実績による不用額を減額するものでございます。その下目1 監査委員費、節1 報酬から次の29ページ、節1 8 郡町村監査委員連絡協議会負担金まで、支出確定または見込みによる不用額をそれぞれの科目において減額補正するものでございます。主に新型コロナウイルス感染対策の影響によるものが主な要因となります。次に40ページをお願いいたします。1 番下の枠で目1 消防総務費、節1 8 の上球磨消防負担組合負担金。その下の消防協会球磨支部負担金は確定額による不用額を減額補正するものでございます。次の目2 非常備消防費、節7 報償費から節1 3 使用料及び賃借料は、実績により不用額を減額補正するものでございます。その下目3 消防施設費、節1 2 委託料及び節1 4 工事請負費は入札残や実績に見込みによる不用額を減額補正するものでございます。その下目4 防災管理費、節1 防災会議委員報酬及び次の41ページ、節8 費用弁償は実績による不用額を減額補正するものでございます。その下節1 0 需用費、電気料は、

告知放送システムの電気料の値上がりにより、不足見込額を増額補正するものでございます。その下節17備品購入費は避難所用の簡易組立てベッドなどの備品購入の入札残につきまして減額補正するものでございます。その下節18負担金補助及び交付金の説明欄の各負担金は入札残による負担金を減額補正するものでございます。次に給与費明細を説明申し上げます45ページをお願いします。特別職におきましては長等及びその他の特別職に係る報酬、給料等を減額しており、主に副町長不在によるものでございます。補正の総額並びに補正後及び補正前の額は表の各欄に示すとおりでございます。46ページをお願いいたします。これは、一般職の会計年度任用職員以外の職員、次の47ページ会計年度任用職員におきましても今回の補正予算での給与費の補正の総額並びに補正後補正前の額は表の各欄に示すとおりでございます。48ページをお願いします。今回の給与費の補正の事由は全てその他の増減分に区分するものでございます。以上で総務課所管分について説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） それでは、企画政策課所管分について説明いたします。8ページをお願いします。繰越し明許費の追加です。1枠目、番号17の款10災害復旧費、項3その他公共施設公用施設災害復旧費、事業名、その他公共施設公用施設災害復旧事業ですが、令和2年7月豪雨災害により被災しましたくま川鉄道の災害復旧工事に伴います補助金になります。くま川鉄道株式会社が発注されました球磨川第4橋梁の架け替え工事で、単年度での施工が難しいことから繰越しをするものです。10ページをお願いいたします。地方債補正の変更です。2枠目、番号10くま川鉄道災害復旧事業です。詳細につきましては、歳入で御説明いたします。15ページをお願いいたします。続きまして、歳入です。2枠目、目1総務費国庫補助金、節4地方創生臨時交付金ですが、生活応援券給付事業ほか6事業分を計上しております。17ページをお願いいたします。2枠目、目1総務費県補助金、節1総務管理費補助金は、路線バスの事業実績に伴い減額するものです。19ページをお願いいたします。2枠目、目2利子及び配当金、説明の下から三つ目のふるさと基金利子、その下、まちづくり基金利子、その下、まちひとしごと創生推進基金利子のいずれも実績見込みにより増額するものです。20ページをお願いいたします。1枠目、目1指定寄附金、節1指定寄附金ですが、ふるさと納税の見込みにより減額するものです。21ページをお願いいたします。1枠目、目4雑入、説明の1番上、くま川鉄道再生協議会派遣職員人件費負担金は、実績見込みにより増額分を受け入れるものです。22ページをお願いいたします。2枠目の、申し訳ありません。二つ目の欄、目8災害復旧費、節3その他公共施設公用施設災害復旧事業債ですが、当初予算では国のほうで概算設計された金額で計上していましたが、詳細設計を行ったことで事業費が出ましたので減額するものです。24ページをお願いいたします。次に、歳出です。1番下の欄、目7企画振興費、節1報酬及び節8旅費ですが、まちづくり審議会委員の報酬及び費用弁償ですが、合併20周年記念事業分を計上していましたが、開催しませんでしたので、減額するものです。節18負担金補助及び交付金、説明の地方バス運行等特別対策補助金は、燃料高騰によります事業費の増加分を補正するものです。その下、ふるさと会運営助成金は、関東ふるさと会で新型コロナウイルスの影響により事業を実施しなかったため申請が行われませんでしたので、減額するものです。25ページをお願いいたします。

1番上の欄、説明、球磨川安定化補助金は、事業実績見込みにより減額するものです。その下、くま川鉄道再生協議会負担金も、実績見込みにより減額するものです。二つ目の欄、目8電子計算費、節12委託料、説明の電子機器保守委託料は、単価見直しにより減額するものです。その下、業務フロー図作成研修委託料は、日本生産性本部と協議を進める中で業務内容の見直しが必要になったことから減額するものです。節13使用料及び賃借料、説明のソフトウェア使用料で、端末記録管理システムなど複数の自治体及び各課との連携に時間を要し、導入が遅れたため減額するものです。節17備品購入費につきましては、入札残を減額するものです。目14基金費、節24積立金説明の1番上のふるさと基金積立金は、歳入で説明いたしました寄附額分を減額するものです。その下、まちづくり基金積立金、下から三つ目、まちひとしごと創生推進基金積立金は、基金利子、預金利子分を増額するものです。目17ふるさと寄附対策費、節7報償費、節12委託料のふるさと寄附特産品発送業務委託料、26ページをお願いいたします。1番上の欄、説明のふるさと寄附一括代行業務委託料につきましては、実績見込みにより減額するものです。目18地方創生費、節1報酬、節7報償費、節8旅費につきましては、まちひとしごと推進会議の開催に合わせ、必要な費用を残し、減額するものです。目19地域おこし協力隊費、節12委託料、説明の地域おこし協力隊支援委託料は、9月より2名を採用する予定としておりましたが、採用が遅れたため、実績見込みにより減額するものです。目20総合戦略費、節8旅費につきましては、まちづくりに関する視察など、費用を計上しておりましたが、新型コロナウイルスの関係で視察研修を見送った関係で減額するものです。27ページをお願いいたします。目22デジタル推進費、節7報償費は、アドバイザー派遣事業に伴います講師謝金になり、事業実績に伴いまして減額するものです。節8旅費は、自治体DX及び地域DXに関する先進地視察を計画しておりましたが、新型コロナウイルスの関係で受入れ先がなかったため減額するものです。目22生活応援給付金給付事業、節10需用費、節11役務費、節12委託料ですが、いずれも事業実績により減額するものです。43ページをお願いいたします。1番下の枠、目1その他公共施設公用施設災害復旧費、節18負担金補助及び交付金、説明のくま川鉄道安定化補助金は、歳入でも説明いたしました。詳細設計により事業費が出ましたので、減額するものです。以上で、企画政策課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 会計課長。

●会計課長（土肥 克也君） それでは会計課所管分を説明いたします。19ページをお願いいたします。少々お待ちください。失礼しました。19ページをお願いいたします。歳入でございます。2枠目、目2利子及び配当金は、基金運用益並びにその配当の額の確定により、説明欄のとおり、追加補正するものでございます。なお、特別会計の国民健康保険財政調整基金、介護保険給付費等準備基金につきましても、同様の理由で追加補正しているものでございます。以上で、会計課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） それでは税務課所管分の説明をいたします。13ページをお願いいたします。歳入になります。1枠目、目1個人、節1現年度分の増額補正になります。1月末現在での調定額で、当初予算額よりも増収が見込めるため計上したものでございます。ちなみに令

和4年度当初予算は、令和2年度調定額の96%を計上しております。説明は以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 山口町民課長。

●町民課長（山口 和久君） はい。それでは、町民課所管分を御説明申し上げます。14ページをお願いいたします。2枠目、目1総務手数料、節2から節5各手数料は、実績見込みにより減額するものです。同じく2段目目3衛生手数料、節1衛生手数料は、狂犬病予防注射実績見込みにより減額するものです。15ページをお願いいたします。2枠目、目1総務費国庫補助金、節1戸籍住民基本台帳費補助金は、個人番号に関する対象事業費実績見込みにより減額するものです。次に歳出を御説明し、申し上げます。28ページをお願いいたします。1枠目、目1戸籍住民基本台帳費、節8旅費は、会計年度任用職員の通勤手当、実績見込みにより減額するものです。節11役務費は、マイナンバーカードを郵送で交付するための不足分を増額するものです。節12委託料は、今年度予定分の住基ネットバージョンアップは完了したため減額するものです。33ページをお願いいたします。最下段、目3環境保全費、次のページをお願いいたします。節10需用費で、コロナウイルス感染症拡大防止により委員会との懇親会を中止したため、減額するものです。節12委託料は、不燃物選別処分運搬及び指定ごみ袋取扱い業務の実績見込みにより減額するものです。節22償還金利子及び割引料は、墓地公園区画購入者2名の方から返還届がありあさぎり町墓地公園条例施行規則第8条により、使用料2件分の返還金をお願いするものです。町民課所管分は以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） 生活福祉課所管分の補正予算につきまして、説明をさせていただきます。10ページをお願いいたします。生活福祉課所管分の地方債補正でございますが、変更の枠2番、3番、4番につきましては、減額補正による限度額補正となっておりますが、歳入の補正で説明をさせていただきます。13ページをお願いいたします。歳入です。4枠目、目1節3児童福祉費負担金、説明の保育所負担金過年度分につきましては、歳入見込額にて減額をするものでございます。その下、節4養育医療事業費負担金は、対象児がなかったことによる減額でございます。14ページをお願いいたします。3枠目、目1節2障害者福祉費負担金の説明、障害者医療費負担金と障害者自立支援給付費等負担金は、交付決定、交付申請額による減額となっております。15ページをお願いいたします。1枠目、節4説明の子供のための教育保育給付交付金は、見込額による減額。その下、障害児給付費等負担金は、交付申請額による減額となっております。その下、子育てのための施設等利用給付交付金は、交付決定額による減額となります。その下、節5児童手当事業費負担金は、交付申請額に合わせた減額となっております。その下、節6の養育医療事業費負担金は、国の交付決定額による減額となっております。2枠目、2段目、目2節1説明の地域生活支援事業補助金は、内示額による減額です。節2児童福祉総務費補助金は、各説明ごとの事業におきまして交付申請額交付決定額にて減額を行っておりますが、説明の子ども家庭総合支援拠点運営事業費補助金につきましては、事業の補助要件に該当しなかったための減額となっております。16ページをお願いいたします。1枠目、1段目、節3子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金につきましては、実績見込額にて補助金額を減額するものでございます。その下、節5低所得子育て生活支援特別給付金につきましても実績見込みにより減

額するものです。2 枠目、2 段目、目 2 節 1 説明の特別児童扶養手当事務委託金は、変更交付申請額にて増額補正するものです。17 ページをお願いいたします。1 枠目、目 2 節 2 障害者福祉費負担金、説明の障害者医療費負担金は、国の負担金同様、県の負担、負担分を受け入れるものですが、県の交付決定額により減額となります。節 4 児童福祉総務費負担金につきましても、国の負担金同様、県の負担金を減額するものでございます。その下、障害児給付費等負担金は、交付申請額による減額。その下、子育てのための施設等利用給付費県費負担金は、国同様に交付決定額による減額となります。節 5 児童手当事業費負担金、その下、節 6 養育医療事業費負担金も、国の負担金同様、申請額交付決定額による減額となっております。節 7 救護施設費負担金の事務費負担金及び保護費負担金につきましては、当初算定利用者数に対し利用者が減少したことや、入退所や利用者の入退院により負担金の変動があり減額となっております。2 枠目、目 2 節 1 社会福祉総務費補助金、説明の住まいの再建支援事業補助金は、支給実績に合わせて減額するものです。節 3 障害者福祉費補助金、説明の障害者住宅改造助成事業費補助金、重度心身障害者医療費助成事業費補助金、地域生活支援事業補助金は、県の補助金を受け入れるものでございますが、実績見込み、交付申請額、内示額により減額するものです。その下、難聴児補聴器購入費助成事業費補助金は、実績なしによる減額となっております。18 ページをお願いいたします。最上段、節 4 児童福祉費補助金の説明、多児世帯子育て支援事業費補助金は、交付決定額による減額となっております。その下、子どものための教育保育給付費、地方単独費用補助金から、保育対策総合支援事業補助金につきましては、国の事業同様、交付決定額や見込額、申請額にて減額を行うものでございます。その下、節 5 子ども医療費助成事業費補助金の乳幼児医療費補助金は、4 歳未満の児童の医療費について、節 6 の独り親家庭福祉費補助金は、独り親家庭の親、児童の医療費について自己負担額を引いた医療費の 2 分の 1 を県が補助するものですが、交付、交付申請額による減額となっております。19 ページをお願いいたします。1 枠目、目 5 節 1 障害者福祉費委託金、説明の生活のしづらさなどに関する調査委託金は、実績による減額となっております。20 ページをお願いいたします。4 枠目、1 段目の節 1 救護施設費納付金の自己負担金は、利用者の入退所による自己負担額変動による減額となっております。21 ページをお願いいたします。1 枠目、節 1 の雑入のうち、説明の、社会福祉協議会運営費補助金返還金、成年後見制度申立て費用精算金、放課後児童健全育成事業補助金返還金、ヘルシーランド指定管理委託料返還金、ふれあい福祉センター指定管理委託料返還金は、それぞれの実績や検査指摘による返還金、精算金を受け入れるものでございます。2 枠目、目 2 の民生債は、説明のそれぞれの事業において、減額補正をするため民生債の受入れ額についても減額補正するものでございます。26 ページをお願いいたします。目 19 地区地域おこし協力隊費の節 1 2 委託料、説明の地域おこし協力隊コーディネート業務委託料は、応募なしによる減額となっております。29 ページをお願いいたします。歳出になります。2 枠目、最下段、目 4 障害者福祉費の節 10 需用費の印刷製本費及び節 11 役務費の医師意見書手数料は実績見込み、実績及び見込額による減額となっております。節 18 負担金補助及び交付金の、人吉球磨圏域地域療育センター事業負担金は、実績に基づく負担、負担額計算による増額となっております。30 ページをお願いいたします。最上段、節 19 扶助費の重度心身障害者医療費助成事業費、福祉タクシー料金助成事業費、難聴児補聴器購入助成事

業費は、実績見込みによる減額となっております。4 段目、目7 社会福祉施設費の節10 需用費の電気料、節12 委託料のヘルシーランド指定管理委託料につきましては、電気料の高騰による増額補正でございますが、ヘルシーランド指定管理委託料につきましては、基本協定におけるおけるリスク分担表により価格変動による10%以上の増減が認められた場合は、10%を超える部分について返還または補填することとなっております、今回は高騰による増額補正を行うものでございます。その下、目8 節18 負担金補助及び交付金、説明の上段の子育て世帯等への臨時特別給付金は、非課税世帯へ10万円を支給した事業と価格高騰緊急支援として、非課税世帯等へ1世帯5万円を支給した事業につきまして、事業実績と見込額により減額するものでございます。目9の大学生等への臨時特別給付金支給事業につきましては実績により、節3の職員手当及び節18の負担金補助及び交付金につきまして減額するものです。31ページをお願いいたします。目1 節7 報償費の出生祝い金は、当初85人を見込んで予算計上しておりましたが、実績見込みにより減額するものでございます。節11 役務費の検査点検手数料については、サービス利用の増額、増加分においての支払い手数料を増額するものです。節18 負担金補助及び交付金の説明、施設型給付費負担金から給食運営費補助金までは、実績見込み交付決定額による減額となっております。節19 扶助費の障がい児通所支援費は、見込額による減額となっております。節22 償還金利子及び割引料の保育士等処遇改善臨時特別事業国庫補助金返還金は、返還時期が令和5年度と変更になったことによる減額。放課後児童健全育成事業補助金返還金は、会計検査院指摘事項による返還金を増額計上しております。2 段目、目2 節19 扶助費の児童手当は、見込額による減額となっております。32ページをお願いいたします。1 枠目、最上段目3 節3の時間外手当、節19 扶助費の子ども医療費給付金につきましても見込額による減額となっております。その下、目4 節19 扶助費の独り親家庭等医療費助成金につきましても見込額による減額。その下、目5 節19 扶助費の医療費、養育医療費給付費も、現在対象者はないものの1人分を確保して減額をするものでございます。その下、目7の低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費は、非課税世帯及び家計急変世帯の児童に対し、1人、児童1人5万円を支給する事業費でございますが、各項目において見込額により、減額するものでございます。2 枠目、目1 救護施設総務費につきましては、会計年度任用職員に係る職員手当の減額。節4の共済費につきましては、共済組合負担金の増額、節8の旅費につきましては、リモート研修となった分の普通旅費の減額。節17 備品購入費では、備蓄倉庫の入札残を減額しております。33ページをお願いいたします。1 枠目、目2 救護施設事業費では、歳入の減少分を歳出の各項目において、減額をしております。2 枠目、目1 災害救助費の節18 負担金補助及び交付金、住まいの再建支援事業助成金は、今年度申請がなく、来年度に処理をする分について減額を行っております。以上、生活福祉課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時40分

◎副議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。はい。林高齢福祉課長。

●高齡福祉課長（林 敬一君） はいそれでは、高齡福祉課所管分について御説明いたします9ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正、番号2の人吉球磨成年後見センター運営事業は、成年後見制度推進に関しての業務を人吉球磨10市町村が人吉市社会福祉協議会へ委託するものでございます。13ページをお願いいたします。歳入です。1番下の枠の目1民生費負担金、節1老人福祉費負担金、養護老人ホーム入所者負担金につきましては、入所者負担金実績見込みによる減額でございます。14ページをお願いいたします。1番下の枠、目1民生費国庫負担金、節1老人福祉費負担金、低所得者保険料軽減負担金は、補助金交付決定による増額でございます。負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1となっております。17ページをお願いいたします。上段の枠、目2民生費県負担金、節1老人福祉費負担金、低所得者保険料軽減負担金は、先ほどの国庫負担金同様県負担分の交付決定による増額でございます。下の枠、目2民生費県補助金、節2老人福祉費補助金、高齢者住宅改造助成事業費補助金につきましては、申請がなかったために減額となります。その下の権利擁護人材育成事業補助金の減額につきましては、補助金交付決定により減額となるものでございます。歳出でございます。29ページをお願いいたします。下の枠、目2老人福祉費、節7報償費、敬老祝い金は、本年度実績見込みによる減額となります。その下の節12委託料、敬老会式典業務委託料につきましても、本年度実績による減額でございます。節18負担金補助及び交付金のシルバーエイト負担金は、本年度負担額決定により、不足額を追加するものでございます。節27繰出金、介護保険特別会計繰出金は、歳入で説明しました低所得者保険料軽減負担金の国県町負担金の交付決定額の増額分を補正するものでございます。その下の目3老人保護費、節19扶助費、老人施設入所措置費の減額は、当初月平均利用者を27人と見込んでおりましたが、実績見込みにより約22人となったことによる減額でございます。高齡福祉課所管分は以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、健康推進課所管分を説明いたします。9ページをお願いいたします。債務負担行為補正です。番号3、健康管理システム保守業務です。令和5年度の契約業務事務を、5年度から行うためにお願いするものです。期間並びに限度額は記載のとおりです。失礼しました。14ページをお願いいたします。はい、失礼いたしました。14ページをお願いいたします。歳入です。1番下の枠の目1民生費国庫負担金の15ページをお願いいたします。はい。節3国民健康保険事務費負担金の国民健康保険保険基盤安定負担金は、申請額が決まりましたので減額するものです。目2衛生費国庫負担金、節1保健衛生費負担金の新型コロナワクチン接種対策費負担金は、接種者数に応じて交付するもので見込額により増額するものです。次のページをお願いいたします。上の枠の目3衛生費国庫補助金、節2衛生費国庫補助金の新型コロナウイルス接種体制確保事業費補助金は、交付申請額が決まりましたので減額するものです。17ページをお願いいたします。上のほうの枠の目2民生費県負担金、節1老人福祉費負担金の後期高齢者分保険基盤安定拠出金は、予定額が決まりましたので減額するものです。節3国民健康保険事務費負担金の国民健康保険保険基盤安定負担金は、申請額が決まりましたので減額するものです。20ページをお願いいたします。はい。1番下の枠の目2衛生費納付金、節1保健衛生費徴収金の各種健診個人負担金の減額は実績により減額するもので、その下の新型コ

コロナワクチン接種負担金は、見込額により増額するものです。26ページをお願いいたします。歳出です。目19地域おこし協力隊費の目1報酬、失礼いたしました節1報酬、節3職員手当等、節4共済費、節8旅費の中の47万7,000円のうち、22万2,000円。節10需用費の87万4,000円のうち、71万6,000円。節11役務費の80万9,000円のうち、61万6,000円。節13使用料及び賃借料の61万6,000円のうち51万5,000円の減額は、補正前の予算は、令和4年11月から令和5年3月までの2人分を計上しておりますが、協力隊員1名が1名の2月3月分のみ残し、残りの分を不用額として減額するものです。29ページをお願いいたします。2枠目の目2老人福祉費、節27繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金は、保険基盤安定負担金の見込額が決まりましたので減額するものです。30ページをお願いいたします。目6国民健康保険事務費、節27繰出金の国民健康保険特別会計繰出金は、保険料軽減分や保険者支援分、保険基盤安定繰出金、そして財政安定化支援事業繰出金、その他一般会計繰出金の見込額が出ましたので減額するものです。33ページをお願いいたします。1番下の枠の目1保健衛生総務費、節18負担金補助及び交付金の病院事業負担金は、公立多良木病院にて自家発電設備を設置する予定でしたが、設置許可がおりなかったため設置出来ず、減額とするものです。34ページをお願いいたします。目4健康増進失礼。健康増進事業費は財源更正を行っております。目5母子保健事業費の節7報償費の乳幼児健診時謝金ですが、母子の健診や学級のときに保育士で赤ちゃんを見ていただくのですが、外部の保育士の方をお願いするように予算化しておりましたが受けていただけの方がいなかったため、不用額となり減額するものです。目6予防接種事業費、こちらは新型コロナワクチン接種分となります。節8旅費の費用弁償は、集団接種時の医師の方への費用を、費用が不足することから増額するものです。節12委託料の接種事務委託料は、医療機関にて接種をされた方の事務委託料で、実績見込みにより減額するものです。その下の集団接種医療機関等委託料は集団接種時に支払う委託料で、3月までを見込み、不足することから増額するものです。節13の使用料及び賃借料の電気機器使用料等仮設トイレリース料は、支出見込額により減額するものです。目9保健センター管理費の節12委託料の清掃委託料と空調設備点検委託料は、免田保健センターの空調改修工事により、実施出来ない部分また不用となったため減額するものです。以上で健康推進課所管の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 高田農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） それでは、農業委員会所管分について説明を行います。歳入の説明をいたします。18ページをお願いいたします。中ほど、目4農林水産事業費県補助金の節1農業委員会費補助金につきましては、当初予算額から、各補助金の交付決定額の実績で増減があったものになります。その下、節2農業費補助金の2段目、耕作放棄地解消緊急対策事業費補助金につきましては、要望等がなかったため減額するものになります。20ページをお願いいたします。3枠目の目2農林水産費受託事業収入の節1農業委員会費受託事業収入につきましては、農業者年金受託事業の実績により、交付決定額で増額があったものになります。次に、歳出について説明いたします。34ページをお願いいたします。最下段になります。目1農業委員会費の節1報酬につきましては、活動実績により委員の能率給分を増額するものになります。35ページをお願いいたします。最上段の節8旅費につきましては、管外研修を計画しておりま

したが、コロナ禍の影響により研修先が受入れが出来ないとなりまして中止することになり、減額するものになります。その下、節10 需用費の食糧費につきましては、会議等の中止による減額になります。節11 役務費の通信運搬費につきましては、委員のタブレットの利用料で機器接続設定後の使用により減額するものになります。節18 負担金補助及び交付金につきましては、歳入で説明しましたとおり、今回も要望がなかったために減額するものになります。2段目の目2 農業者年金受託事業、事業費の節10 需用費の印刷製本費につきましては、委員会だよりと封筒印刷の執行残による減額するものになります。以上で農業委員会所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） それでは、農林振興課所管分について説明を申し上げます。

7 ページ、繰越し明許費補正になります。番号の4 肥料価格高騰対策支援事業につきまして、この事業の算定につきましては、県の再生協議会が県内の申請を取りまとめて国へ申請をすることで支援金が交付されますが、町はそのデータをいただくことで計算をいたします。国県のスケジュールとしては、しては、計画より大幅に遅れていることから、年度内に支給が難しい状況となったため、繰越しをお願いするものです。次に、番号の5 団体営農業農村整備事業になります。本年度、清水地区排水路改修工事を行っておりますが、主要資材などの調達が遅れ、年度内の完了を見込めないため、繰越しをお願いするものです。次、番号の6 県農業農村整備事業推進交付金事業になります。本年度、幸野溝土地改良区が主体となって行う事業について、半導体不足の影響や特殊資材の調達など時間を要するため、繰越しをお願いするものです。次、番号の7 公有林整備事業になります。台風14号により、林道や作業道等が被災したことで、予定されておりました間伐事業が年度内に見込めないため、繰越しをお願いするものです。次のページをお願いいたします。番号の16 林道災害復旧事業になります。台風14号による災害復旧事業につきましては、主要林道であり手前から復旧を実施しないと次のか所へ行けない等の理由から全体計画を立てておりますが、まず4路線、4か所につきまして、早期の発注を要するものとして、繰越しをお願いするものです。次に、13ページをお願いいたします。歳入になります。3段目の枠、目1 農林水産事業費分担金、農地災害復旧費分担金は、令和2年7月豪雨災害の復旧工事として、事故繰越し分のうち農地における5件が竣工したものです。それと、令和2年7月豪雨時に被災し、その後対応を行った現年度予算分1件について計上するものです。次のページをお願いいたします。2段目の枠、目4 農林水産手数料の農業振興地域証明手数料は、実績に応じて減額、減額するものです。16ページになります。上段の枠、目5 災害復旧費補助金の農地等災害復旧費補助金は、不用額と令和4年災における、設計委託費における国庫補助金の受入れ分と合わせ減額をするものです。次の林道施設災害復旧費補助金は、4路線4か所分の国庫補助概算額となります。18ページをお願いいたします。目4 農林水産事業費県補助金、節2 農業費補助金の中山間地域等直接支払い交付金。それから多面的機能支払い制度推進費補助金。それから多面的機能支払い交付金。それから環境保全型農業直接支払い推進費補助金。それと環境保全型直接支払い交付金。また、農業農村整備事業推進交付金。葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業費補助金は、いずれも交付決定に基づく減額分となります。次の節3 林業費補助金の造林事業費補助金及び間伐等森林整備促進対策事業費事業補助金は、実績見込みにより計上するものです。20ページを

お願いいたします。2段目の枠、目9 林業振興基金繰入金は、1件の事業者から申請があったものに対し繰入れを行うものです。次のページをお願いいたします。2段目の枠、目3 農林水産業債、節1の農業施設除却事業債につきましては、事業費の確定により減額するもの。またその次の節2 公有林整備事業債は、深田内山地区法面对策設計業務委託費の確定により計上するものです。次のページをお願いいたします。目8 災害復旧費、節1 農林水産施設災害復旧事業は、台風14号における被災か所4路線4か所分に対応するものとなります。25ページをお願いいたします。歳出になります。目14 基金費、節24 積立金の林業振興基金及び森林環境譲与税基金積立金は、会計課長から説明がありました定期運用益を積み立てるものです。次のページをお願いいたします。目19 地域おこし協力隊費につきましては、昨年12月8日をもって地域おこし協力隊の任期満了を迎えたため、節8 費用弁償及び節10 需用費の消耗品、それから節11 役務費の受講料、節13 使用料及び賃借料、合わせまして70万7,000円を減額するものです。35ページをお願いいたします。目3 農業総務費の節18 負担金補助及び交付金の、球磨活性化協議会負担金は額の確定による減額。次の目4 農業振興費の節3 職員手当の時間外手当につきましては、実績に基づく減額。また節7 報償費及び節8の費用弁償は、農業経営診断結果検討会時の謝金となりますが、セミナーを中心とした内容でありまして検討会を要しなかったため減額をするものです。それから節8 旅費についても新型コロナウイルスの影響で実施されなかった、または会議の取りやめとなった分の減額。節12 委託料については、農業経営診断委託料における契約残額となります。節18 負担金補助及び交付金のあさぎり地域農業振興協議会負担金は、農業用廃プラ対策協議会への補助金も含まれておりますが、JAにおける処理業者の変更により、不用となったもの。それから農業共済組合補助金は、実績に基づく減額分。また、地域の話合い推進補助金は、全ての地域において実施済みで、人農地プランの実質化がなされておりますが、残額分の減ということになります。次の葉たばこ作付転換円滑化対策事業補助金につきましては、事業費の減額によるものとなります。次のページをお願いいたします。目5 農業経営基盤強化促進対策事業費の節1 報酬、節8 旅費また節10 需用費の食糧費は、新型コロナウイルスの影響、また参加実績に基づく減額分。また節3 時間外手当につきましても実績に基づく減額ということになります。次の目6 農業後継者育成指導費の節7 報償費から節13 使用料及び賃借料は、あさぎり中農業体験ラボ実施における実績に基づく減額分となります。次の農業女性の会補助金は、会員が限られておりまして、役員の成り手不足等課題となっていること。また認定農業者女性の会への加入もできるということから、本年2月20日開催の全体会において本年度をもって解散される意向のため、減額をするものです。次の節8 水田農業確立対策事業費の節1 報酬及び、節8の費用弁償は、実績に基づく減額。節3 時間外手当につきましては、新型コロナウイルスの影響で集落営農総会など開催出来なかった分の減額。また、節10 需用費の食糧費につきましても、会議終了後の意見交換など開催出来なかった分の減額となります。次の目9 農業施設管理費の節11 役務費の消防設備点検手数料及び節12 設計委託料は入札残分の減額ということになります。次に、目10 畜産事業費の節3 時間外手当及び節7 報償費は、品評会開催等における実績に基づく減額分。目8 旅費につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響で参加出来なかった分の減額ということになります。次のページをお願いいたします。最上段、節18 負担金補助及び交

付金の畜産経営継続支援金につきましても、実績に基づく減額分となります。次の目12農業振興地域整備促進事業費は、歳入における農振地域証明手数料の減額に伴う財源更正ということになります。また次の目13中山間地域等直接支払い制度事業費についてはいずれも実績に基づくもの、及び交付決定に基づく減額分ということになります。次の目14多面的機能支払い制度事業。節18負担金補助及び交付金は、交付決定に合わせ、主に資源向上長寿命化の取組において、国、県分を合わせた4分の3と町負担分を減額するものです。次の目15環境保全型農業直接支払い制度事業費、節18負担金補助及び交付金の環境保全型農業直接支払い交付金についても、交付決定に基づく減額となります。次の目16農地費節12委託料は、年間を通して必要となった工事が必要となった分に係る設計委託料等の残額によるもの、その減額分。次の節18負担金補助及び交付金の土地改良区負担金は、幸野溝における台風14号災害土砂浚渫に係る負担金に伴う増額分となります。その下県営土地改良事業負担金は、県の地域密着型農業基盤整備事業における町の負担分10%を計上するものです。次の目17川辺川総合土地改良事業における時間外節3時間外手当は、実績に基づく減額ということになります。次のページをお願いいたします。上段の枠、目1林業総務費節11役務費における通信運搬費は、森林経営に係る意向調査郵送料の実績に基づく減額分となります。次に、目2林業振興費における節18負担金補助及び交付金の特用林産物施設化推進事業補助金は、林業振興基金を活用した事業で動力噴霧器等購入に係る1名の方への補助金ということになります。また、目3公有林整備事業につきましても、歳入で計上した起債に係る財源更正ということになります。43ページをお願いいたします。3段目の枠、目1農地等災害復旧費、節12委託料は、契約残額による減額となります。また節14工事請負費は、令和2年7月豪雨災害が原因で、後に被災が判明した単独復旧工事分を除く、減額分となります。また、目2林道施設災害復旧費における節14工事請負費については、台風14号で被災したか所の復旧4路線4か所分の工事費となります。以上で農林振興課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい。それでは商工観光課所管分について御説明を申し上げます。7ページをお願いします。繰越し明許費追加補正になります。番号8番あさぎり駅南側市有地購入事業につきましても、本年度内におきまして土地所有者の方との交渉が困難となったことにより繰り越すものでございます。続きまして25ページをお願いします。歳出になります。目14基金費、説明欄5段目、産業活性化基金積立金は、歳入で説明がありました基金利子を積み立てるものでございます。38ページをお願いします。2枠目、目1商工総務費、節18負担金補助及び交付金、地域イベント補助金につきましてもコロナ禍により中止としました笑祭に伴う減額となります。その下の時短要請協力金負担金につきましても県からの県内飲食店に対する時短要請に応じた飲食店への協力金の確定に伴う減額となります。3枠目、定住促進費、普通旅費の減額につきましても、福岡東京での企業誘致関連のイベントの参加につきましても、コロナ禍によりキャンセルしたことにより、減額をするものでございます。商工観光課所管につきましても説明は以上になります。

◎副議長（森岡 勉君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 建設課所管分につきまして説明いたします。7ページをお願いいたします。繰越し明許費の追加でございます。番号9番の住宅耐震化支援事業につきまして、耐震改修工事に対しての補助金交付になります。工事完了の遅れから繰り越すものです。10番の町道維持補修事業と11番の自転車道整備事業、12番の河川改修事業、13番の河川浚渫事業につきまして、災害復旧など建設工事の増加での発注の遅れや台風14号の影響によっての着手の遅れなどで、年度内の完了が見込めないことから繰り越すものです。次の8ページをお願いいたします。2枠目の繰越し明許費の変更でございますが、公共土木施設災害復旧事業につきまして、先ほどの追加の理由と同様に、工事の増加や台風14号の影響で、年度内の完了が見込めないことから繰越し額を増額とするものです。16ページをお願いいたします。歳入でございますが、1枠目の目4土木費国庫補助金、節1土木管理費補助金につきましては、耐震化支援事業の補助金になりますが、事業への申請実績により減額とするものです。節3住宅費補助金につきましては、公営住宅の改修工事に対する補助金でありまして、交付実績により減額とするものです。次の枠の目3土木費国庫委託金、節1土木管理費委託金につきましては、球磨川の樋門管理委託金の実績により増額となるものです。18ページをお願いいたします。目5土木費県補助金、節1土木管理費補助金につきましては、耐震化支援事業の実績によりまして、国庫補助金と同様に減額とするものです。次の19ページをお願いいたします。1枠目の目2農林水産事業費県委託金、節1農業費委託費につきましては、清願寺ダムの管理委託金におきまして、管理費の実績により減額となるものです。次の20ページをお願いいたします。最後の枠の目4雑入で、2行目の公営住宅火災共済機構住宅防火補助金につきましては、町営住宅の火災警報器の更新に対する補助金ですが、実績により減額となるものです。次の21ページをお願いいたします。下の枠の目5土木債、節1道路橋梁債につきましては、工事などの実績見込みにより減額とするものです。37ページをお願いいたします。歳出でございますが、目18清願寺ダム管理費、節17備品購入費につきましては、管理用ボートの更新を予定しておりましたが、昨年の台風14号で堆積しました土砂の撤去工事が実施されることから、当面はボートの使用する見込みがありませんので、更新を見送り減額とするものです。39ページをお願いいたします。1枠目の目1土木総務費、節18負担金補助及び交付金につきましては、耐震化支援事業の申請実績により減額とするものです。次の枠の目2道路維持費、節14工事請負費につきましては、工事実績により不用額を減額するものと皆越線で防護柵の設置を計画しておりましたが、災害発生により取りやめるものです。目4道路改良費、節16公有財産購入費につきましては、永宮76号線の歩道整備で道路用地を取得するように計画しておりましたが、取得が困難な状況でありまして、現況の道路敷地内で歩行者通行帯を整備することとしまして減額とするものです。次の枠の目1河川総務費につきましては、歳入で国庫委託金を増額したことで、財源を更正するものです。次の40ページをお願いいたします。1枠目の目1住宅管理費、節12委託料につきましては、町営住宅の火災警報器の更新におきまして入札残による不用額を減額するものです。目2住宅建設費、節12委託料につきましては、設計委託料と管理委託料それぞれ入札残により不用額を減額するものです。以上で建設課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは、上下水道課所管分について説明をさせていただきます。16ページをお願いします。歳入になります。目の一つ目、目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金、浄化槽設置交付金は、国からの交付決定により減額をするものです。次に34ページをお願いします。1枠目、最下段の目10水道費、節18負担金補助及び交付金、水道事業会計補助金は、児童手当支給額等の変更による減額と水道事業経営安定対策費について、水道事業会計補助金を追加するものです。この水道事業経営安定対策費の内容としましては、令和4年9月に国の第4回物価賃金生活総合対策本部において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額強化としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設されております。これを受けまして総務省及び関係各省から各都道府県に公営企業における電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金の活用について通知がなされております。今回の交付金につきましては、水道事業会計の中でも特に影響の大きかった高压電力契約を対象としており、電力の高騰に係る分のみを算定して計上をしております。次に40ページをお願いします。2枠目、目1下水道費、節18負担金補助及び交付金、下水道会計補助金につきましては、上水道事業と同様に児童手当の支給額変更等により、減額を行うものです。以上で、上下水道課所管分についての説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） それでは、教育課所管分について御説明いたします。7ページをお願いいたします。第2表繰越し明許費補正でございます。番号2の旧中学校管理事業費は、旧深田中学校屋内体育館石綿調査と解体設計業務が年度内に竣工が見込めないために繰り越すものでございます。8ページをお願いいたします。番号14高山総合運動公園用地取得業務は、深田高山総合運動公園の用地取得業務委託が、相続件数が32件と多数であり、調査、書類収集に時間を要しましたことによりまして、年度内に完結が見込めないことから、繰り越すものでございます。番号15学校給食センター配送車両購入事業につきましては、コロナ禍による半導体不足等で車両の生産が遅れ、年度内の納車が見込めないために繰り越すものでございます。9ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正です。番号4と番号5は、学校給食センターの機械警備業務と自家用電気工作物の維持管理を委託するものです。いずれも令和5年度初日から実施する必要があり、前年度中に契約等の準備行為を行うために債務負担行為の設定をお願いするものでございます。14ページをお願いいたします。歳入になります。1枠目、目7教育使用料の節2教職員住宅使用料は、コロナ禍によりましてALTの来日が遅れたために減額するものです。節3と節4生涯学習施設使用料と保健体育施設使用料は、説明にあります施設の使用実績見込みにより減額するものでございます。16ページをお願いいたします。1枠目の最下段になります。目6教育費国庫補助金、節4理科教育設備整備事業費補助金は、交付確定による増額でございます。18ページをお願いいたします。最下段、目7教育費県補助金、節1教育補助金は、水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金の実績により減額いたします。20ページをお願いいたします。最下段、目4雑入です。次のページをお願いいたします。1枠目、説明の上から2行目になります。英会話教室参加料は、コロナ禍によりまして英会話教室が未実施となったために減額するも

のでございます。2 枠目、目1 総務債、節2 総務施設除却事業債は、2,610 万円中、2,060 万円が教育課所管分の旧深田中学校校舎等解体分に伴います、事業費確定による起債分の減額となります。22 ページをお願いいたします。1 枠目の目7 教育債、節1 学校施設整備事業債は、深田小学校玄関屋根等改修事業に伴います事業費確定による起債分の減額でございます。24 ページをお願いいたします。歳出になります。中ほど目6 財産管理費、節12 委託料と節14 工事請負費は、歳入でも説明いたしました旧深田中学校校舎解体に伴います工事監理業務委託、解体工事費の事業費確定による減額となります。委託料につきましては、教育課所管分は622 万6,000 円中、50 万円の減額でございます。41 ページをお願いいたします。2 枠目です。目3 教育振興費の節1 報酬と節4 共済費につきましては、ALT の来日がコロナ禍により遅れたために減額するものです。その下、節17 備品購入費につきましては、学校でのオンライン事業機材といたしまして、当初はビデオカメラを予定しておりましたがウェブカメラが最適ということでそちらを導入しまして、価格も抑えることが出来たことと、入札残による減額となります。節24 積立金の学校教育施設整備基金積立金と節27 奨学基金繰出金は、実績により増額するものでございます。42 ページをお願いいたします。1 枠目、目1 学校管理費、節14 工事請負費は、免田小学校の空調設置工事と内部壁等の補修工事及び深田小学校玄関屋根等改修工事分です。入札残と事業費確定による減額となります。2 枠目、2 段目の目4 文化ホール運営費は、使用料の減額による財源更正となります。3 枠目、目1 保健体育総務費、節1 報酬と節8 旅費は、スポーツ推進や小学校児童社会体育検討委員会の会議、研修の実績による減額です。節18 負担金補助及び交付金、体育協会補助金と奥球磨駅伝大会負担金は、コロナ禍による事業の中止や縮小による減額でございます。目2 体育施設費、節1 の報酬は、B & G プールの台風での休館等、報酬実績による減額でございます。43 ページをお願いいたします。1 枠目の節8 旅費は、B & G プールの総会が、コロナ禍によりリモート開催になったために減額するものです。2 枠目、目1 給食センター運営費、節3 職員手当は、時間外手当の実績による減額。節10 の需用費は、電気料金の高騰によります不足分の増額。節22 償還金利子及び割引料は、当初の見積りが過大であり、実績により減額するものでございます。以上で、教育課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） はい。説明の漏れはございませんか。ないですね。はい。ちょっと確認しますので、休憩いたします。

休憩 午後3時27分

再開 午後3時30分

◎副議長（森岡 勉君） 休憩に引き続き会議を再開いたします。深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい。大変失礼いたしました。歳出の説明のところで25 ページから38 ページの送信がうまくいっておりません、うまくいきませずに、25 ページのままで説明をしておりましたので、再度説明をさせていただきます。ページが38 ページになります。2 枠目の目1 商工総務費、節18 負担金補助及び交付金、地域イベント補助金につきましてはコロナ禍により中止とした笑祭に伴う減額。その下の時短要請協力金負担金につきましては県からの県内飲食店に対する時短要請に応じた飲食店への協力金の確定に伴う減額となります。3 枠目

の定住促進費、普通旅費の減額につきましては、福岡と東京で予定してありました企業誘致関連のイベントへの参加をコロナ禍によりキャンセルしたことにより減額をするものです。説明は以上になります。大変失礼いたしました。

◎副議長（森岡 勉君） はい、提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 1点お伺いいたしますページは30ページのヘルシーランドの指定管理委託料についてでございます。説明によりますと昨今の光熱費の高騰に伴っての増額で指定管理委託料を増やしてありますけど、ただいまですねこういう電気とか光熱費の高騰で収支の状況はどうなってるのか。それと、やはりそれを心配しますのは経営が非常に厳しい状況になった場合に、利用者に対するサービスの低下等も一つ懸念しますので、その収支の状況はどうなってるのかをちょっと伺いたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい、ヘルシーランドの指定管理委託料につきましては、光熱水費につきまして、価格の高騰等による10%の増減についてが、返還もしくは委託料の増額というふうな形でなされるものとなっております、それは協議書において決定をしているところでございます。また毎月の利用状況等の報告はいただいているところではございますが、その経営のですね金額、予算の動きについては、詳しく今ここでは把握はまだ行っておりませんので、その分については、また、ちょっと調査いたしましてから説明をさせていただければと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） さっき月々協議をなされてということをおっしゃったみたいなんですけど、その場合においてやっぱり今、昨年こういうような特殊な資材の高騰、光熱費の高騰とかですね。その経営に与える影響はかなりなもんだらうと思うんですけど、そういう声というのは委託管理をされてる方の協議の中の内容としては出てまいりませんか。

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい、指定管理者との協議の中ではですね、やはり価格の高騰という部分については、かなり厳しいというお声は聞いているところではございますが、どれぐらいの経営を圧迫している状況なのかということについては今ここではちょっと把握出来ておりませんので、またそこは調査しまして報告をさせていただければと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） はい。経営状況を把握されたときに、年度末でですね、これ決算が出ないと分からないこともありましようけど、その場合に対する指定管理料の、そのま、なんですね。増、増減、増減じゃないですけど増加等も予想されるんですけど、そういうところも勘案されながら、今後の指定管理、特にヘルシーランドあたり重油とか電気を大量に使う部分に関しましては、そういうことも想定されておられますでしょうか。それ、決算状況見ないと分からないんですけど多分、厳しい状況になろうということは、誰にも予想はできると思うんですけど。それについては今後のことですね。あそこの施設を維持していくためには、どのような考えがあるのかというのを聞かせていただきたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい、指定管理委託料につきましては、3年間の失礼しました5年間ですね、管理委託料というものが決まっております、それによって契約を行っているところでございます。それ以上の支払いというのは出来ないものと感じますが、ただし協議の協議書において、この価格高騰等に対応するための光熱費については10%の増減について対応するというふうになっておりますので、今回10%増減、今回は増ですけども、それについて町側として対応させていただいたということでございます。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） それでまず15ページをですね。最下段の説明欄の下から2行目ですね、子ども家庭総合支援拠点運営事業補助金。これ先ほどの御説明では要件に該当しなかったというような説明だったというふうにちょっと私は受け取ったんですが、この事業を令和4年度の主要事業説明の中で出てきた話でありまして、子育て支援の中でのですね、目玉という表現が適当かどうか分かりませんが、そういった位置づけだろうというふうに令和4年度に関しては私はそういう受け取りをしてたんですが。その中で要件に該当しなかったので結局補助事業該当しなかったというふうに私受け止めたものですから、ちょっとその辺のいきさつの御説明をいただければと思います。それからもう1点でございますが、33ページですね。すいません32ページの最下段、下の枠から33ページ、しらがね寮関係のですね、今回の補正予算の中での補正額の財源内訳。ここについてちょっとお尋ねしたいと思います。この32ページの最下段から33ページにかけて。特定財源が減になって、一般財源が増。それから全体の予算、支出予算額はどちらも減。この形、これは何かいろんな事情があると思いますので、ちょっとその付近の御説明をいただければと思います。2点、よろしく願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。まず、子ども家庭支援拠点のですね、補助金の減額でございますが、私たち、この補助金をですね申請する際において、職員の賃金についても補助があるということで補助申請を行っておりましたが、この職員の賃金についての補助につきましては、会計年度任用職員の採用に対する補助であったということで、正規職員への補助はないということとございましたのでその分を減額補正させていただいているところでございます。それから、はい。救護施設の総務費。また、事業費につきましてはの予算についてでございますが、まず、救護施設総務費、失礼しました事業費につきましては、この救護施設が行います事業に対しまして利用者の保護費及び負担金内での事業の運営というものが、事業の運営をしなければなりませんので、その金額内での事業の予算となっております。で、今回、総務費のほうにこの財源が行きました分につきましてはその負担、全体的な負担分におきまして、総務費のほうで賄えない部分、事業費で賄えない部分の費用を、総務費、町の負担としてですね、支出する必要がございましたので、今回、総務費のほうの財源内訳につきましては、一般財源の負担の増というものが行われたということとでございます。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、最初のほうにつき、子ども家庭云々ですね、こちらのほう

についてはですね、最後ちょっと触れましたあの、子育て支援の中でですね体制を整備していくという、ちょっと表現がいろいろあると思いますけど、そういうことであろうと思いましたので補助対象外というのはちょっと解せないところが実はあったんですが。今の課長の御説明でありますと実態は町の正職の方々の人件費を補助事業で賄おうと。それよくあるというか、その手法そのものがどうこうじゃないんですけど、であれば実態はですね、そんな財源的な問題があったにしてもですよ、実態は影響はなかったというふうに理解してよろしいんですかね。この件につきましては。要するに、サービスを受ける側、子育て支援を受ける子育て支援世帯の方々にとっては、マイナスは該当しなかった、事業に該当しなかったということですよ。そういう、もう実際の前の請求が出なかったのか、なんかそうだったのかなというふうに私は先ほど御説明を受け取ったんですよ。それが1点でございます。それから2点目ですね、は、いろいろ事情は理解出来ます。ただ一般論としましてはですね。年度末の最終補正で恐らく最終だと思いますので、最終補正で歳出が減額になって、そして財源が特定財源がマイナスで一般財源が増。これちょっと財政課長にお尋ねしたいんですが、財政の在り方としては、何か非常にまずいパターンに私は受け取ったんですが、その付近財政課長の御見解をいただければと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 最初に蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。まず、最初の御質問の体制的にその家庭総合支援拠点の体制的にいろんな支援を出来なかったのではないかというようなことではございますけども、職員につきましては、1名増員をしていただいております、現在、社会福祉士2名でその拠点を担っております。増員をしていただいたことで、その拠点の運営自体はきちんと出来ていると思っております。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 田中財政課長。

●財政課長（田中 申明君） はい。小谷議員の御指摘ですが、まず当然財政運営というのは歳入ありきの歳出ですので、御指摘いただいた点につきましてはですね、今後の予算編成、そういったものに生かしていきたいと思っております。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 2点目のほうの話ですけどこれ、こうだったからといってこれ私はあげ足とってですね、とやかく言おうというつもりで行っておりません。なぜこれを申し上げてるかといいますと、今、あり方検討委員会やっていますよね。そういった財政の問題がいろんな次のステップへ行く時のですね、大きな視点の大事な視点の一つだと思うんですよ。ですから、その付近の財政の在り方もですね、実際、今、運営をしながらやっていかれる状況の中でまた検討もされていくわけですので。ですから、この部分やっぱりきちんと何ていうかな、実態を把握していただくためにもですよ、この付近は何とか整理していかないと。どの方法がいいか、財政の町の財政の視点からだけそのあり方検討委員会が行くわけじゃないと思いますので、ただ、財政の問題やっぱり重視する部分だと思いますので、そういう意味でちょっと申し上げており、申し上げさせていただきました。こういった形になることも、まあまあある程度承知しておりますので、今後のなんかな。先に検討していくためにですねちょっとその付近を御検討いただければというに思っております。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありますか。10番、皆越委員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 10番です。ふるさと寄附金のですね、減と、また返礼金が減になっております。常任委員会でもですね、一応返礼品馬刺しが間に合わないとかいう回答でございましたけども、再度ですね、金額が大きいもんですから、企画課長に、再度お尋ねいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい。ただいまの御質問ですけども、全協のほうでも御説明させていただき、いただいたところでございます。基本的にですね12月の時点で、これまでのですね、実績を見ましたところ、大体毎月になります、前年度の約1.5倍から多いときで3倍ほどの入金があったというところで、私たちもですねその辺りを推計いたしまして、毎月約2倍ほどが入ってくるだろうというところで補正をさせていただきました。実際ですね、12月、1月の前年度対比としましては、1.5倍から約1.1倍ということで、こちらがですね推計いたしました額よりも、大変少のうございましたので、その点につきましては、全員協議会でも、こちらですね、推測が甘かったというところで御説明をさせていただいたところです。また馬刺しにつきましても、事業者のですねその業務のさばく量といいますか、それがもう限られておまして、これにつきましても、毎月ですね、どんどん増えている状況でありました。出すほうですね、限度がもう限られているもんですから、どんどん発送、待つ期間がですね、長くなったというところですね、若干落ちた原因ではなからうかというところで執行部としては考えているところでございます。以上になります。

◎副議長（森岡 勉君） 10番、皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、分かりました。やはりですね1日に出す数量がですね、1日何校というようなことで決まっているというようなことを私もお話を伺いましたけども、その事業者とのですね、町との連携はどうなってるのかなあとという、懸念がしましたので、その辺のところの御説明もいただきたいと思っておりますけど。

◎副議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） 返礼品につきましては、振興社のほうで行っていただいているところでございます。振興社等もですね月1回程度のですね、定例会を実施しまして、そちらのほうでもいろいろ協議はなされてきたところではございます。ですので、この件につきましては、実際ですね馬刺しを出される業者とのですね打合せというかですね、その辺りも密にしておりますが、やはりどうしてもですね寄附の申込みのほうが多くてですね、それに対応出来なかったというところはお聞きしているところでございます。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第75号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

◎副議長（森岡 勉君） ここで会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

休憩 午後3時52分

再開 午後4時00分

◎副議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。先ほど会議の中で発言の修正の申出がっておりますので、それを許可したいと思います。荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい。大変申し訳ありません。先ほど皆越議員からですね、御質問がありましたときに私のほうがですね、ふるさと振興社ということで答弁をさせていただきましたが、あさぎり商社の間違いでしたので、訂正させていただきます。大変申し訳ありません。

◎副議長（森岡 勉君） 次に、日程第18、議案第76号令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第76号令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第4号について提案いたします。令和4年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算第4号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,252万7,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、第2項より読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。今回の補正につきましては、一般会計繰入金の額の減額や第三者納付金の額の減額に伴う財源調整が主なものとなります。7ページをお願いいたします。歳入です。1番上の枠の目1利子及び配当金の基金利子は、運用益の実績により増額するものです。2枠目の目1一般会計繰入金の節1保険料軽減分保険基盤安定繰入金、節2保険者支援分保険基盤安定繰入金、節4財政安定化支援事業繰入金、節6その他一般会計繰入金は、それぞれに見込額が出ましたので、それぞれに減額するものです。三つ目の枠の目1繰越金は、財源調整を行うものです。1番下の枠の目1一般被保険者第三者納付金は、実績見込みにより減額するものです。9ページをお願いいたします。歳出です。1番上の枠の目1一般管理費、2枠目の目1賦課徴収費は財源更正を行うものです。3枠目の目1運営協議会費、節1報酬の国保運営委員報酬と節8旅費の費用弁償は、運営委員会の開催実績により減額するものです。4枠目の目1一般被保険者医療給付費は財源更正を行うものです。1番下の枠の目1財政調整基金積立金は、歳入で説明しました基金利子の運用益増額に伴い、積立金を増額するものです。11ページをお願いいたします。このページからは給与費明細を添付しております。12ページをお願いいたします。会計年度任用職員の給与の内訳と下の表に職員手当の内訳を載せております。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第

76号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎副議長（森岡 勉君） 日程第19、議案第77号令和4年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第77号、令和4年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について提案いたします。令和4年度あさぎり町の後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ317万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,574万8,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、第2項より読み上げます。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。今回の補正につきましては、一般会計繰入金の減額に伴うものが主となります。7ページをお願いいたします。はい、歳入です。1番目の枠の目1後期高齢者医療保険料、節1現年度分特別徴収保険料は減額をするものです。節2現年度分普通徴収保険料は増額をお願いするものです。2枠目の一般会計繰入金、節2保険基盤安定繰入金は、額が確定しましたので減額するものです。3枠目の目1繰越金は財源調整を行うものです。8ページをお願いいたします。はい。歳出です。1枠目の目1後期高齢者医療広域連合納付金、節18負担金補助及び交付金は、被保険者保険料負担金と基盤安定負担金をそれぞれ減額するものです。以上で説明を終わります、よろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第77号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎副議長（森岡 勉君） 日程第20、議案第78号令和4年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第4号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第78号、令和4年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第4号について提案いたします。令和4年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,868万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,917万5,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） 議案第78号について御説明いたします。引き続き、第2項から読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後

の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正でございます。生活支援コーディネーター配置を含む地域支え合い体制整備事業を社会福祉協議会へ委託するものでございまして、期間、限度額は記載のとおりとなります。8ページをお願いいたします。歳入でございます。最上段の目1、第1号被保険者保険料、節3滞納繰越し分普通徴収保険料の減額につきましては、当初予算計上時点での見込額と実際の調定額にかなり開きがありまして、実績見込みで減額するものでございます。次の枠の目1督促手数料、節1督促手数料につきましても、実績見込額に合わせて減額するものでございます。3枠目の目1調整交付金、節1現年度分調整交付金は、介護給付費に係る国の調整交付金で、4年度の介護給付費、介護給付費交付決定額による増額でございます。4枠目の目1介護給付費交付金、節1現年度分の減額につきましては、対象となる介護給付費の減少見込みにより、交付決定額が減額したものでございます。介護給付費の第2号被保険者負担分となります。最下段の目1利子及び配当金、節1基金利子は、介護保険給付費準備基金の運用実績による利子増額分でございます。9ページをお願いいたします。上段の枠の目4低所得者保険料軽減繰入金、節1低所得者保険料軽減繰入金は、国、県の負担金補正額に町負担分を加えた額となります。下の枠の目1繰越金、節1繰越金は、今回の補正予算の財源として繰越金で調整したものでございます。歳出でございます。10ページをお願いいたします。最上段の目1介護サービス等給付費、節18負担金補助及び交付金、居宅介護サービス等給付費負担金につきましても、要介護認定者が利用したサービスに要した費用の実績見込みによる減額でございます。2枠目の目1介護予防サービス等給付費から、11ページ、最上段の目1特定入所者介護サービス等費にかけましても、国の調整交付金及び支払い基金交付金の増減により、財源更正を行っております。2枠目の目1基金積立金、節24積立金は、介護保険給付費準備基金へ利子額を積み立てるものでございます。12ページをお願いいたします。12ページ以降は給与費明細を掲載しております。説明は以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第78号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎副議長（森岡 勉君） 日程第21、議案第79号令和4年度あさぎり町水道事業会計補正予算第7号についてを議題とします。提案理由の説明をお願いします。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第79号、令和4年度あさぎり町水道事業会計補正予算第7号について提案いたします。第1条、令和4年度あさぎり町水道事業会計の補正予算第7号は、次に定めるところによる。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは、議案第79号について御説明いたします。まず、2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条、令和4年度あさぎり町水道事

業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入第1款水道事業収益、補正前の額、3億9,373万2,000円、補正額207万6,000円。計3億9,580万8,000円。支出第1款水道事業費用、補正前の額4億1,054万8,000円。補正額26万9,000円の減額。計4億1,027万9,000円。続きまして3ページをお願いします。第3条、予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億1,265万9,000円は、引継ぎ金6,071万円。過年度分損益勘定留保資金4,796万5,000円、及び、消費税及び地方消費税資本的収支調整額398万4,000円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入第1款資本的収入、補正前の額、4億7,178万6,000円。補正額2,280万円の減額。計4億4,898万6,000円。支出第1款資本的支出、補正前の額5億6,431万2,000円。補正額、266万7,000円の減額。計5億6,164万5,000円。第4条予算第5条で定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。起債の目的、上水道整備事業債。すいません、上水道整備事業、補正前の額3億520万円、補正額2,020万円の減額、計2億8,500万円。4ページをお願いします。第5条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費、補正前の額、4,644万9,000円。補正額32万2,000円の減額、計4,612万7,000円。詳細につきましては、15ページをお願いします。補正予算説明書の収益的収入でございます。2目他会計補助金、節1他会計補助金の説明欄、負担区分に基づく一般会計繰入金の減額は、児童手当の支給額変更によるものです。その下、水道事業経営安定対策に基づく一般会計繰入れにつきましては、一般会計の歳出でも説明をしておりますが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額強化として、電力ガス食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設されたことを受け、この交付金を活用し、水道事業会計における電力高騰分について繰入れをお願いするものです。17ページをお願いします。資本的収支の収入になります。1目企業債、節1企業債につきましては、再編整備事業の送水管整備工事の精算において、起債申請時に予定しておりました事業費に満たなかったため、企業債の減額を行うものです。その下の1目工事負担金、節1工事負担金につきましては、上地区と須恵地区に設置を進めております貯水機能付給水管設置工事及び設計委託費の精算見込額により、一般会計からの工事負担金を減額するものです。18ページをお願いします。支出でございます。1目排水設備整備費の節6工事請負費及び節7委託料は、収入でも説明いたしましたが、貯水機能つき給水管設置工事費及び設計委託料を精算見込額により減額するものです。ページ戻りまして、9ページをお願いします。キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額428万9,000円の減。最下段の資金期末残高は、5億6,275万9,000円となる見込みでございます。10ページをお願いします。ここ10ページと、次の11ページにつきましては、給与費明細となっておりますので、御覧いただきたいと思っております。12ページをお願いします。このページから14ページにかけては、令和4年度あさぎり町水道事業予定貸借対照表でございます。このページ、最下段の資産合計額とただいま送りまして。14ページ、最下段の負債資本合計はともに51億4,349万8,154円の見込みでございます。説明は以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） はい。提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第79号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎副議長（森岡 勉君） 日程第22、議案第80号令和4年度あさぎり町下水道事業会計補正予算第5号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第80号、令和4年度あさぎり町下水道事業会計補正予算第5号について提案いたします。第1条、令和4年度あさぎり町下水道事業会計の補正予算第5号は、次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは、議案第80号について御説明いたします。まず、2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条、令和4年度あさぎり町下水道事業会計予算。第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入第1款下水道事業収益、補正前の額6億2,096万5,000円。補正額15万6,000円の減額、計6億2,080万9,000円。支出第1款下水道事業費用、補正前の額6億322万8,000円。補正額53万2,000円の減額、計6億269万6,000円。3ページをお願いします。第3条予算第4条本文括弧書きの全文を、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、2億600、すいません。2億6,510万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額942万7,000円。当年度分損益勘定留保資金1億9,204万9,000円。引継ぎ金4,350万6,000円。当年度利益剰余金2,012万3,000円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入第1款資本的収入、補正前の額、2億2,116万1,000円、補正額、1,730万円の減額、計2億386万1,000円。支出第1款資本的支出、補正前の額4億8,630万円。補正額1,733万4,000円の減額。計6,800、すいません。計4億6,896万6,000円。4ページをお願いします。第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。起債の目的、建設債、補正前の額3,840万円、補正額1,730万円の減額、計2,110万円。第5条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費、補正前の額3,130万5,000円。補正額29万2,000円の減額、計3,101万3,000円。詳細につきましては、14ページをお願いします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の収入でございます。5目、他会計補助金、節1突貫下水道他会計補助金は、児童手当の支給額の減額に伴い、基準内繰入れについて減額をするものです。16ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入になります。1目下水道事業債。節1下水道事業債、説明欄上段の特定環境保全公共下水道事業債は、歳出で説明します工事請負費の減額に伴い、減額を行うものです。その下、球磨川上流流域下水道事業債は、県の県負担金の減額に伴い、減額をするものです。17ページをお願いします。歳出になります。1目、污水管渠建設費、節19工事請負費の減額につきましては、マンホールポンプ2か所分の工事費について、ポンプ本体の使用を従来の製品から、より低価格で性能の向上している製品に見直したことと2

か所分とも水位計の交換が不要であったため、減額をするものです。次の5目、流域下水道建設負担金、節1流域下水道建設負担金につきましては、県の要望額に対し、国からの内示額が満たなかったため、事業費が減額となり、町村負担金についても、減額となったものです。ページ戻りまして、9ページをお願いします。令和4年度あさぎり町下水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額4,578万8,000円の減。最下段の資金期末残高5,702万4,000円となる見込みでございます。10ページをお願いします。このページと11ページにつきましては、給与費明細になります。後ほど御覧いただきたいと思っております。12ページをお願いします。令和4年度あさぎり町下水道事業予定貸借対照表でございます。このページの1番右、下から2段目の資産合計とただいま送りました13ページ最下段の負債資本合計はともに106億101万7,586円の見込みでございます。説明は以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。10番、皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 質問ではありませんけれども、この水道事業に関しては単位を枠外に書いてありますけれども、下水道については、枠外に書いてある枠内に示してあるんですけども、これは枠外にっていうわけにはいかなかったのですかね。

◎副議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） すいません、何ページの。

◎副議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） こちらですね、上下水道も上水道システム下水道システムで、今それぞれ予算書を作成しておりますけれども確かに言われるとおり、様式が統一されていないみたいですので、その辺をシステム改修のほうをちょっと、お願いいできるかどうか検討してみたいと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） よろしいですか。はい。ほかに。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第80号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎副議長（森岡 勉君） 日程第23、議案第81号令和5年度あさぎり町一般会計補正予算についてから日程第30、議案第88号令和5年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算についてまで、一括議題とします。お諮りします。議案第81号から議案第88号までについて、本日7日は提案理由のみの説明を行い、8日に税務課分を除く総務建設経済常任委員会所管課分、9日に税務課分を含む厚生文教常任委員会所管課分についての説明、質疑を行い、採決は17日に行いたいと思っております。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、本日7日は提案理由のみの説明を行い、8日に税務課分を除く総務建設経済常任委員会所管課分、9日に税務課分を含む厚生文教常任委員会所管課分についての説明質疑を行い、採決は17日に行うことに決定いたしました。なお、御手元に配付した文書のとおり、各課の課長補佐も説明員として出席しますので、報告しておきます。それでは、提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第81号令和5年度あさぎり町一般会計予算。令和5年度あさぎり

町の一般会計予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ123億6,280万飛び9,000円と定める。議案第82号令和5年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算。令和5年度あさぎり町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ21億8,400飛び1万4,000円と定める。議案第83号令和5年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算。令和5年度あさぎり町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億5,000飛び73万9,000円と定める。議案第84号令和5年度あさぎり町介護保険特別会計予算。令和5年度あさぎり町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億6,424万4,000円と定める。議案第85号令和5年度あさぎり町水道事業会計予算。第1条、令和5年度あさぎり町水上水道事業会計の予算は次に定めるところによる。議案第86号令和5年度あさぎり町下水道事業会計予算。第1条、令和5年度あさぎり町下水道事業会計予算は次に定めるところによる。議案第87号令和5年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算。令和5年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ693万5,000円と定める。議案第88号令和5年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算。令和5年度球磨郡介護認定審査事業特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億飛び575万4,000円と定める。以上提案いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

◎副議長（森岡 勉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会いたします。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。お疲れさまでした。

午後4時38分 散会